

第3節 通商政策局	161
世界経済の動向	161
1. 金融危機の影響	161
2. 各国経済	161
2. 1. アジア経済	161
2. 2. 米州経済	163
2. 3. 欧州経済	165
2. 4. 中東経済	166
多国間通商交渉	167
1. WTO (世界貿易機関)	167
1. 1. WTOドーハ・ラウンドの推進	167
1. 2. 「開発ラウンド」としてのドーハ・ラウンド	171
2. ACTA	171
2. 1. 模倣品・海賊版問題の現状と現行の国際的取組み	172
2. 2. ACTA構想の交渉戦略	172
3. G8サミットとG20サミット	172
3. 1. 洞爺湖サミット	172
3. 2. ワシントン・サミット	174
4. OECD (経済協力開発機構)	174
二国間、地域間通商交渉	176
1. 経済連携協定 (EPA/FTA)、二国間投資協定 (BIT)	176
1. 1. 経済連携協定 (EPA/FTA)	176
1. 2. 二国間投資協定 (BIT)	179
2. アジア戦略	179
2. 1. CEPEA	179
2. 2. ERIA	180
3. アジア大洋州各国関係	180
3. 1. 日中関係	180
3. 2. 日韓関係	181
3. 3. 日モンゴル関係	181
3. 4. 日インド関係	181
3. 5. 日豪関係	182
3. 6. 日中韓関係	182
3. 7. 日・ASEAN関係	183
4. 米州関係	184
4. 1. 日米関係	184
4. 2. 日・中南米関係	186
5. 欧州・ロシア関係	187
5. 1. 日欧関係	187
5. 2. ASEM	189

5. 3. 日露・中央アジア関係	190
6. 日・中東アフリカ諸国関係	191
6. 1. 中東地域	191
6. 2. アフリカ地域	192
7. A P E C (アジア大洋州経済協力)	192
7. 1. 首脳会議	193
7. 2. 閣僚会議	194
7. 3. 分野別大臣会合	195
日本貿易振興機構(ジェトロ)	195
1. 沿革	195
2. 事業の概要	196

第3節 通商政策局

世界経済の動向

1. 金融危機の影響

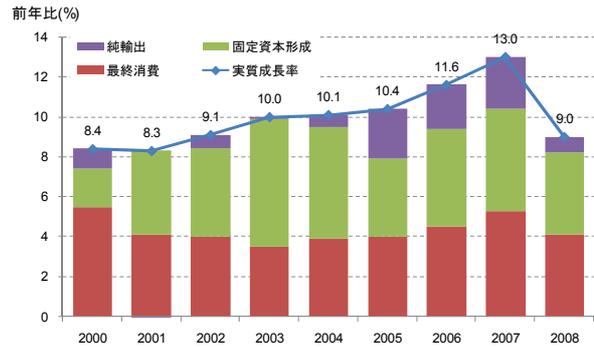
2006年に米国住宅市場を襲った突然の住宅価格の下落を受けて、それまで順調な拡大を続けていた米国住宅ローン市場は一気に調整過程に入った。そして、2008年9月の米国大手投資銀行リーマン・ブラザーズの破たん以降は、世界的に信用収縮(クレジット・クランチ)が蔓延し、世界の主要株式市場では記録的な株価下落が続くなど、世界経済は深刻な金融危機に見舞われた。更に、借入に大きく依存した米国消費が急速に減退しはじめた2008年第3四半期以降は、世界的な対米輸出の急減を受けて世界貿易が急速に後退し、各国・地域の実体経済に深刻な影響を及ぼした。このように、米国発の金融危機は、世界の成長エンジンであった米国の消費急減が加わることで、世界的な経済危機の様相を呈したが、そうした中、例えば2008年11月、主要20カ国の首脳がワシントンで金融安定化措置の実施と新たな貿易制限的な措置を設けないことを合意するなど、世界は一旦となつて厳しい経済状況に立ち向かい、各地において少しずつ明るい兆しが見えてきている。

2. 各国経済

2. 1. アジア経済

(1) 中国経済

中国経済は、2008年実質GDP成長率が9.0%となり、世界経済危機の影響等によって2007年の同12.0%から成長率は鈍化した。しかし、1978年の改革開放から2008年までの30年間で、中国の名目GDPは30倍と、米国、日本に次ぐ世界第3位の経済大国となり、また、2001年のWTO加盟後の貿易・投資面の拡大は著しく、2008年にはドイツを上回り、世界第1位の輸出大国となるなど世界経済における中国の存在感は高まっている。世界経済危機により中国経済は、輸出の減速等の影響を受けており、輸出の減速が、生産、雇用に波及し、雇用の悪化が消費の低下に波及することが懸念された。このため、中国政府は、金利の引下げや融資の支援等の金融関連の対策を迅速に実施、また、内需促進・経済成長のための10大措置を打ち出し、総投資額4兆元の景気刺激策を実施するほか、家電や自動車の購入補助等の消費刺激策も打ち出している。



資料：中国国家统计局「中国統計摘要」から作成。

図：中国の実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移

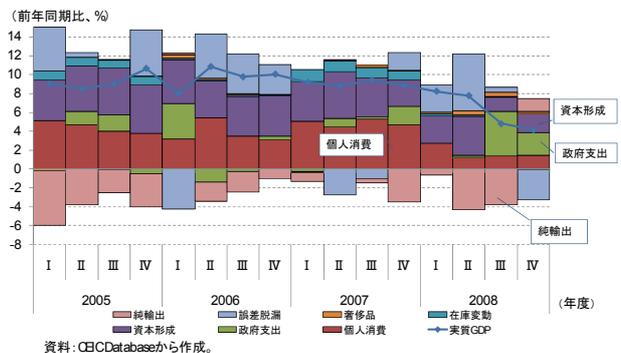
内需拡大対策 10項目	当初額(11月)	全人代後修正
①低所得者層向け社会保障的な住宅建設の加速	2800億元	4000億元
②農村のインフラ整備を加速	3700億元	3700億元
③鉄道・道路・空港・電力等の重大インフラ整備の加速	1兆8000億元	1兆5000億元
④医療衛生・文化教育事業の発展の加速	400億元	1500億元
⑤生態環境整備の強化	3500億元	2100億元
⑥自主的なイノベーションと構造調整の加速	1600億元	3700億元
⑦地震被災地域の災害復興のための各種施策の加速	1兆元	1兆元
⑧都市部・農村部の住民所得の引き上げ	-	-
⑨全国・全業種における増値税改革の全面的実施(企業負担1200億元の軽減)	-	-
⑩金融による経済成長への支援・貢献(含:貸出総量規制の撤廃)	-	-

資料：国务院常务会议決定(11.5)、国家發展改革委員会発表資料から作成。

表：中国の内需拡大対策 10項目

(2) インド経済

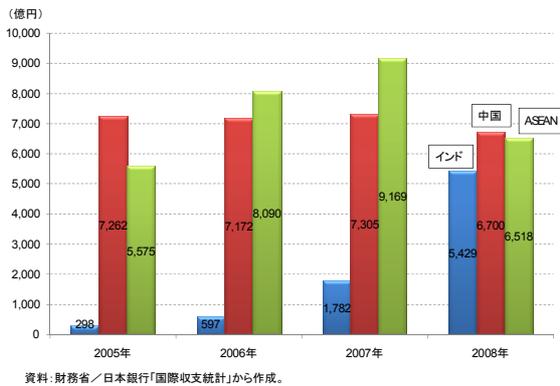
インド経済は、個人消費と固定資本形成が成長をけん引してきたが、世界経済危機の影響を受けて2008年の実質GDP成長率は6.7%にまで落ち込んだ。しかしインドは輸出依存度が比較的低いこと、11億人を超える人口からなる巨大な消費市場を有すること、若年層人口が多く、安定的な労働供給が可能であることなどから、中長期的には堅調な経済成長が続くとの期待が大きい。



資料：CEIC Databaseから作成。

図：インドの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度

また、輸送用機械や電気機械といった業種を中心に我が国からインドへの直接投資額は増加しており、中国やASEANへの直接投資額に迫る勢いで急拡大している。



図：我が国のインド・中国・ASEAN向けの対外直接投資額の推移

(3) ASEAN経済

ASEAN諸国は、アジア通貨危機以降、外需を中心に回復した。2005年は、民間消費が減速傾向となり、景気拡大は緩やかになった。2006年は、民間消費の伸びは緩やかになったものの引き続き各国経済を支え、加えて好調な輸出により堅調に成長を維持した。2007年も、各国とも4%から10%台の高いGDP成長率を実現した。しかし、ASEAN諸国の成長を牽引してきた輸出は、2008年9月の世界経済危機以降は急激に減速した。

シンガポールのGDP成長率は、2008年第2四半期から減速をはじめ、第4四半期にはマイナス成長に転じた。固定資本形成と輸出の落ち込みによる影響が大きく、2009年第1四半期のGDP成長率は-9.5%と大幅に低下した。

タイは、世界経済危機後は、純輸出と固定資本形成の落ち込みが響き2008年第4四半期のGDP成長率がマイナスとなった。2009年第1四半期には固定資本形成のマイナス幅が拡大し、民間消費がマイナスに転じたことから、GDP成長率は-7.1%とさらに低下した。

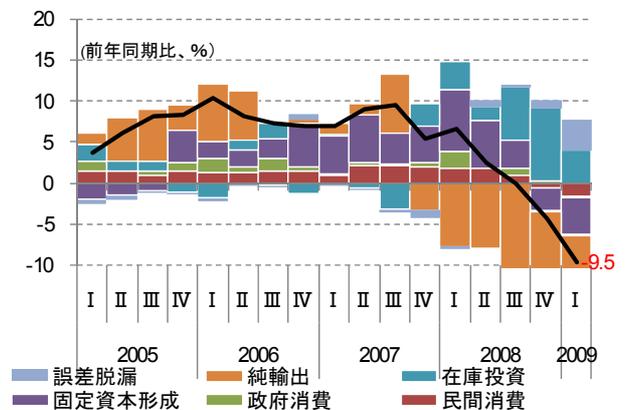
マレーシアは、卸・小売業や金融保険業等のサービス業成長が鈍化しながらも底堅く推移したが、世界経済危機の影響で輸出が鈍化したため、製造業・鉱業が縮小し、2008年第4四半期にはマイナス成長となった。2009年第1四半期には民間消費の落ち込みなどから、GDP成長率は-6.2%と低下した。

インドネシアは、好調な民間消費、天然資源の堅調な輸

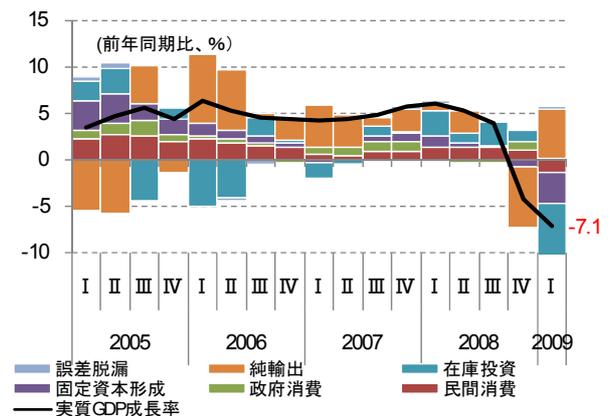
出及び製造業を中心として対内直接投資による設備投資などの固定資本形成が成長を牽引してきた。2008年後半には輸出の伸びが緩やかになり、2009年第1四半期には、民間消費は好調を維持したものの、輸出の減少と固定資本形成の減速により、GDP成長率は4.4%と低下した。

フィリピンは、純輸出の減少、さらに民間消費の落ち込みや、固定資本形成が減少したことから、2009年第1四半期のGDP成長率は0.4%と低下した。

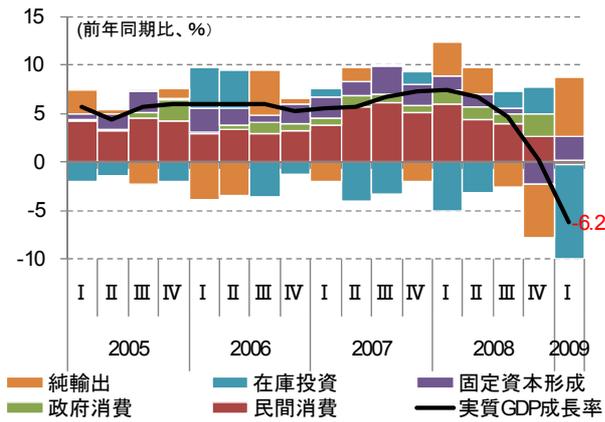
ベトナムは、近年、外国からの直接投資、特に米国等からの不動産投資の受入額が急増していたが、それら投資元であり、また主な輸出先であった米国、EU等の景気後退に影響を受け、2008年GDP成長率は6.2%と低下した。



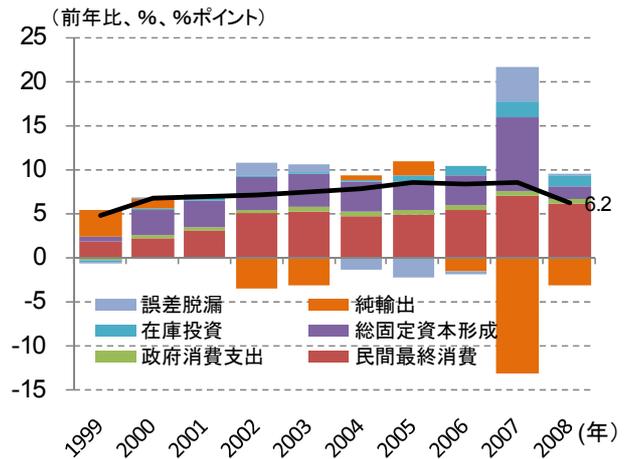
図：シンガポールの実質GDP成長率に対する需要項目別寄与度の推移



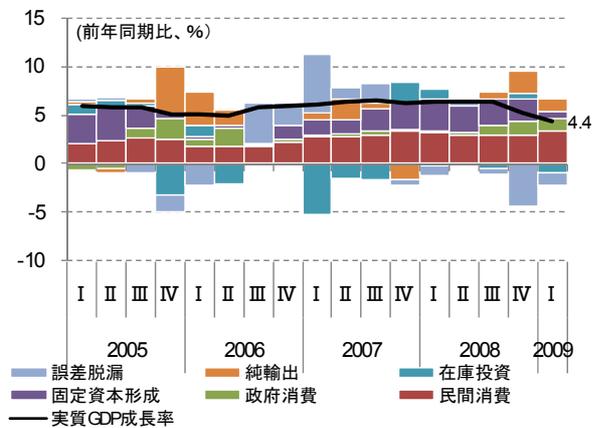
図：タイの実質GDP成長率に対する需要項目別寄与度の推移



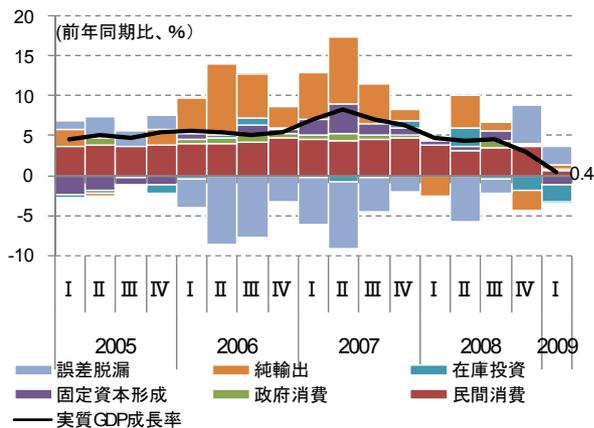
図：マレーシアの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移



図：ベトナムの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移



図：インドネシアの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移



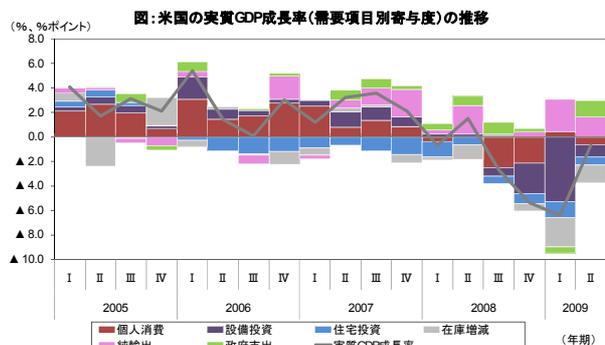
図：フィリピンの実質GDP成長率に対する
需要項目別寄与度の推移

2. 2. 米州経済

(1) 米国経済

世界経済のグローバル化が急速に進展する中、米国は強力な内需主導型の経済構造を築き上げてきた。米国GDPの約7割を占める個人消費の拡大、経常収支赤字の拡大は、世界経済の成長の原動力であった。しかしながら、住宅バブル崩壊に伴う金融危機の発生により、その構図が大きく変わろうとしている。

米国経済は、サブプライム危機が深刻化していく中で、2007年12月に景気後退局面に突入した。米国実質GDP成長率の需要項目別動向を見ると、金融危機が発生した2008年第3四半期に、個人消費が大幅なマイナスに転じ、第4四半期には、政府支出と外需を除く全ての需要項目がマイナスになるという形で、金融危機の実体経済への影響が顕在化した（参照図：米国の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移）。



備考：季節調整値。前期比年率。
資料：米商務省から作成。

図：米国の実質GDP成長率（需要項目別寄与度）の推移

実体経済の深刻化は雇用動向にも深刻な影響を与えている(参照図:米国の非農業雇用者数増減と失業率の推移)。景気後退局面に入った2007年12月以降の雇用者減少数は、統計開始後70年間で最悪の規模となっている。

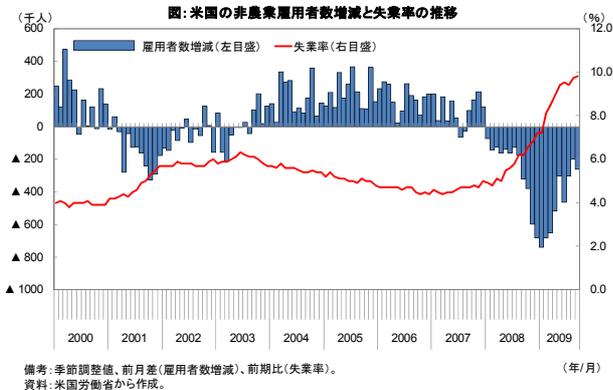


図:米国の非農業雇用者数増減と失業率の推移

急激な景気後退が進行する中で、米国では、2009年1月にオバマ大統領新政権が誕生し、2月以降、実体経済、金融システム、住宅市場問題への対策が次々と打ち出された(参照図:米国再生・再投資法)。

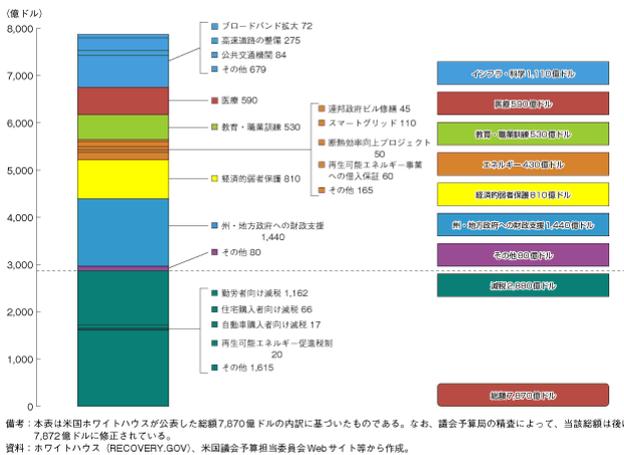


図:米国再生・再投資法

また、FRB(連邦準備制度理事会:Federal Reserve Board、以下、「FRB」と略す。)は、金融危機に対応するため、段階的に政策金利(FF金利誘導目標)を引き下げ、12月には過去最低金利の0~0.25%とした(参照図:米国の政策金利の推移)。

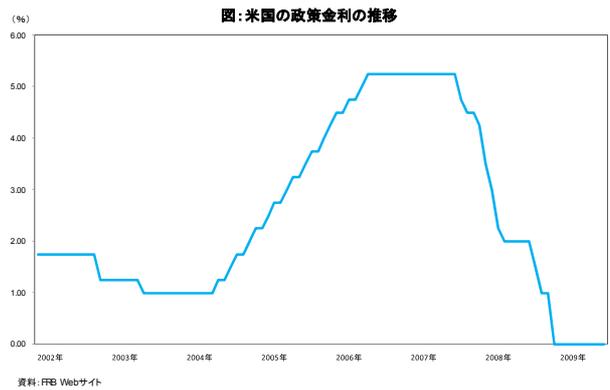


図:米国の政策金利の推移

(2) 中南米経済

中南米では、近年、世界経済の持続的な拡大を受けた輸出の拡大やコモディティ価格の上昇に伴う交易条件の改善等を受け、多くの国が急速な高成長を遂げてきたが、2008年後半の世界金融危機発生以降は、世界的な景気後退の中で外需が急速に減少するとともに、景気を支えてきた内需も悪化したため、景気は急速に減速した(参照下図:中南米諸国の実質GDP成長率)。

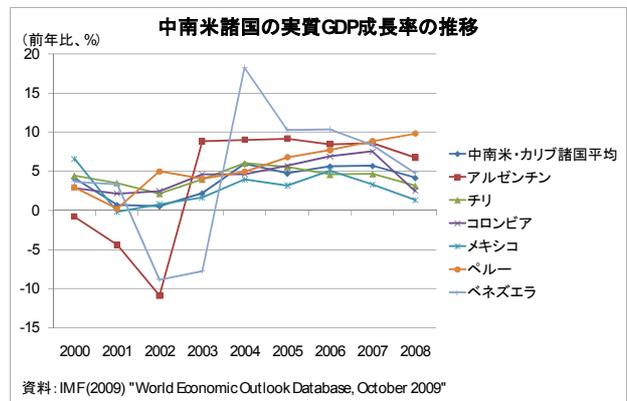


図:中南米諸国の実質GDP成長率の推移

(ア) ブラジル経済

ブラジルは、2001年~2003年まで比較的経済が低成長であったが、緊縮財政によって財政均衡を実現したルーラ政権(2003年発足)のもとでマクロ経済が安定し、2004年以降はほぼ一貫して成長軌道を進んできた(参照下図:ブラジルの実質GDP成長率の推移)。世界経済危機はブラジル経済にも大きな影響を及ぼしたが、減税を柱とする内需喚起策や大幅な利下げなどを通じ、成長を支えてきた内需の底堅さは維持されている。

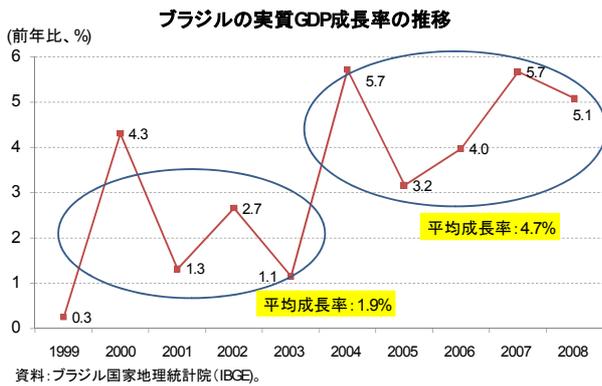


図: ブラジルの実質GDP成長率の推移

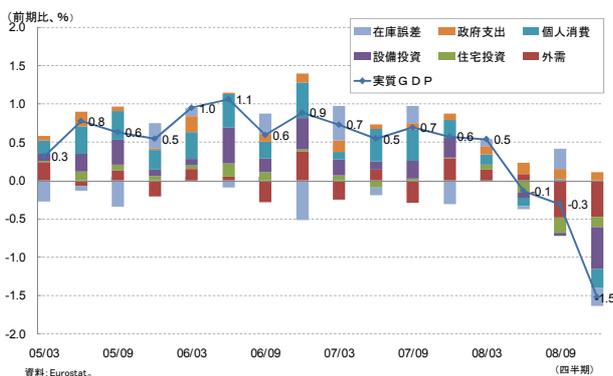
(イ) メキシコ経済

メキシコは、2001年にマイナス成長となったものの、2002年以降プラスに転じ、2004～2007年は前年比3%以上の安定的成長が継続。

しかしながら2008年後半から、メキシコの最大の相手国である米国経済後退により自動車関連の製造業の不振が深刻化するなど、2008年は低成長にとどまっている。

2. 3. 欧州経済

世界のGDPの約3割を占めるEU27(以下、「EU」という。)経済は、2004～2007年の間、実質GDP成長率が前年比2%を上回るという堅調さを維持してきた。その背景としては、欧州域内の貿易・直接投資の拡大、域内消費市場の拡大などが挙げられる。

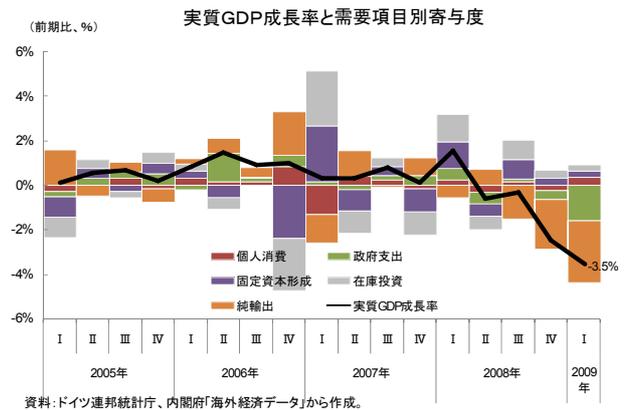


しかしながら、EU経済は、米国サブプライム・住宅ローン問題の影響もあり、2007年秋頃から成長率が徐々に低下し、さらに、2008年9月のリーマン・ショック以後は景気が急速に悪化した。実質GDP成長率の推移をみると、2008年第2四半期の前期比マイナス0.1%から、同年

第4四半期には同マイナス1.5%にまで落ち込んでいる。需要項目別にみると、外需寄与度が大幅なマイナスとなったほか、設備投資や個人消費、住宅投資といった内需も総じて悪化した。

(1) ドイツ経済

輸出依存型の代表例であるドイツで、主にEU域内向けの輸出の拡大とそれに伴う設備投資の拡大が、国内景気を牽引してきたが、2008年末からの輸出環境の急変により域内貿易量が縮小し、景気が急速に冷え込んだ。

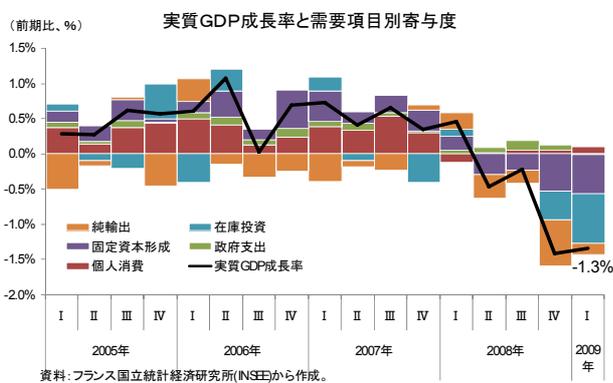


英国やスペインなどの内需主導型諸国の内需悪化や、中・東欧諸国を中心とする新興諸国の景気減速により、2008年中頃より輸出が鈍化し、リーマン・ショック以降は輸出の伸びがマイナスに陥った。ドイツの輸出の伸びについて、輸出国・地域別寄与度の推移をみると、ユーロ圏諸国向け及びユーロ圏以外のEU諸国向けの輸出が縮小している。

このような大幅な輸出の減少に伴い、ドイツでは生産調整が進められている。鉱工業生産指数の推移をみると、足元では、2009年3月に前月比マイナス0.4%の伸びとなっており、7か月連続の減産となった。特に、2008年第4四半期において工業製品の減産が著しい。これは、同年第3四半期まで支えとなってきた受注残について、そのほとんどを生産し終えたことも影響している。加えて、生産動向の先行指標となる製造業受注指数も大幅に落ち込んできている状況である。2008年末にかけて大幅に積み上がった在庫の調整局面にあり、需要の落ち込みも続いているため、在庫削減には時間を要し、当面は減産基調が続くと考えられる。

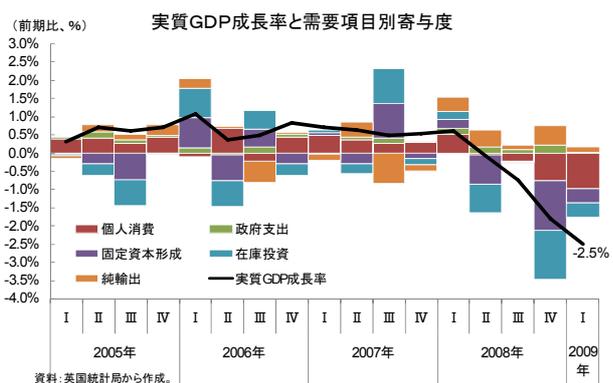
(2) フランス経済

2008年度の実質GDP成長率は、固定資本形成と純輸出の落ち込みによって2008年第2四半期からマイナスに転じ、2009年度第1四半期には前期比マイナス1.3%となった。失業率は上昇傾向で推移しており、雇用環境は悪化している。2009年第1四半期には8.5%を記録した。それに伴って、これまでフランス経済を下支えしてきた個人消費が伸び悩み、2008年度は実質GDP成長率にほとんど寄与していない。世界的な経済危機により在庫調整が進展するなど経済の下押し要因が存在する中、個人消費の動向に引き続き注視する必要がある。



(3) イギリス経済

固定資本形成と純輸出、更に個人消費も下押し要因となって2008年度を通じて全ての四半期でマイナス成長となったイギリス経済では、失業率も上昇している。2009年第1四半期には7.1%となった。



内需主導の景気の拡大と住宅価格の長期にわたる上昇の中で、住宅市場が調整局面に入り金融危機の影響が広がり、信用収縮と家計のバランスシート調整圧力が一気に高まった結果、景気が急速に冷え込んだ格好だが、イギリスは金融による消費の活性化が成長に大きく関係していたため、金融機関の不良債権処理等が進まないうちは、本格

的景気回復を達成することが困難である可能性が高い。

2. 4. 中東経済

IMF世界経済見通し(2009年10月)によると、非産油諸国を含む中東諸国全体の2009年の実質GDP成長率は前年比2.0%、中東産油諸国については2.2%と、それぞれ大きく減速すると見込まれている。

各国ごとの実質GDP成長率(IMF予測値)を見ると、中東産油諸国では、UAE、サウジアラビア及びクウェートの3か国がマイナス成長に転落する一方で、オマーン、バーレーン及びカタールの3か国がプラス成長を維持すると見込まれており、大きく2極化する傾向が見てとれる。特に2009年には液化天然ガス(LNG)の生産が倍増するカタールの成長率は11.5%(2009年)と低下するものの、他の中東産油諸国と比較し高成長を維持すると見られている。¹(参照下図:中東産油諸国の実質GDP成長率)。

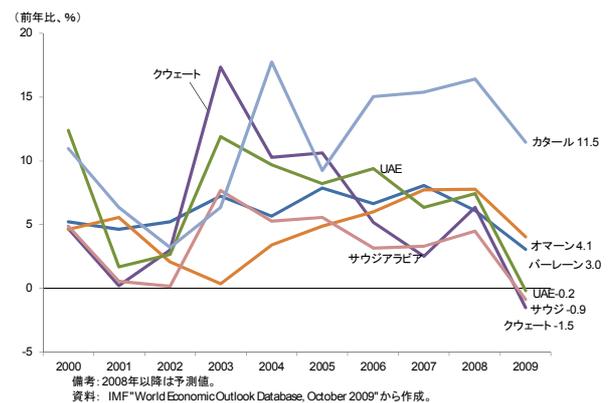


図 中東産油諸国の実質GDP成長率

世界経済危機のなかにあっても、資源に恵まれた中東諸国には、資源開発、産業の多角化及び都市・インフラ整備プロジェクトなど、我が国企業にとって魅力的な市場が数多く展開している。

¹ カタールでは需要国との間で長期契約に基づいて取引される液化天然ガス(LNG)が輸出収入の中心となっていることから、世界的な原油価格下落の影響が相対的に小さくなっていることが要因として考えられる。

多国間通商交渉

1. WTO（世界貿易機関）

1. 1. WTOドーハ・ラウンドの推進

(1) WTOドーハ・ラウンドの意義

WTO（世界貿易機関）は、ウルグアイ・ラウンド（1986～94年）の結果、戦後の多角的自由貿易体制を支えてきたGATT（関税及び貿易に関する一般協定）を発展させる形で、1995年に設立された。

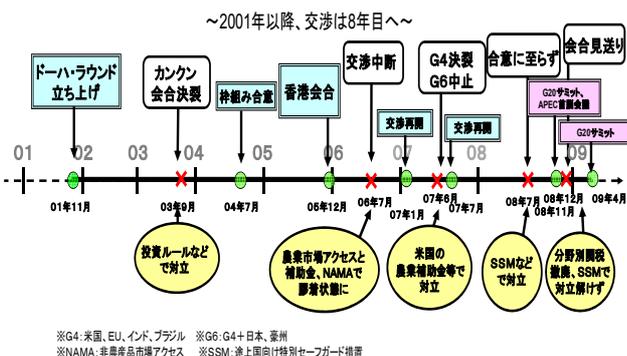
従来のGATT体制では、加盟国に対し、関税引下げを中心とする貿易自由化や貿易ルールの策定のための交渉（多角的貿易交渉。以下、「ラウンド」）が行われていた。WTOでは交渉の対象が拡大し、サービス協定、知的財産権協定など、国内措置をも対象とする規律が整備されたこと、紛争処理のプロセスが大幅に強化されたことが特徴であり、加盟国も153カ国（2009年3月現在）に増加した。

多角的自由貿易体制を支えるWTOの維持・発展は、貿易立国である我が国の繁栄に不可欠である。経済・産業の発展を任務とする経済産業省にとっては、経済界と連携して我が国の国際競争力強化に資する形でラウンドを推進しつつ、通商に関する紛争解決機能も有するWTOに対して国内的・国際的な信頼を維持することが重要である。

現在行われている貿易交渉は、「ドーハ開発アジェンダ（ドーハ・ラウンド）」と呼ばれている。2001年、カタールの首都ドーハにて開始が決定されたこのラウンドの目的は、貿易の更なる自由化、通商ルールの強化、サービス、知的財産といった新しい分野への対応などが挙げられる。

しかし、最大の特徴は「（途上国の）開発」の視点を前面に打ち出し、自由貿易の推進における途上国の利益への配慮の重要性を明らかにした点である。

(参考1) ドーハ・ラウンド交渉の流れ（09年3月時点）



(2) 2001年の立ち上げから2008年までの経緯

(ア) 2005年香港閣僚会議までの動き

ドーハ・ラウンド交渉の立ち上げ後、加盟国は2002年初頭より実質的な交渉を開始した。2003年9月のカンクン閣僚会議では、先進国と途上国との間の対立により主要事項の合意に失敗したが、2004年7月の一般理事会において「枠組み合意」が実現し、ラウンド交渉の基礎が作られた。

翌2005年1月のダボス会議の際行われたWTO非公式閣僚会合では、「モダリティ（関税削減の方式等に関する取り決め）のたたき台」形成に向けた機運が高まり、我が国は2005年4月、NAMA（Non-Agricultural Market Access: 非農産品市場アクセス）分野の進展に向け、東アジアの主要国・地域の閣僚等を招き、NAMA非公式閣僚会合を主催した。また、11月初頭にはWTO交渉の主要関係国である米国、EU、インド及びブラジルと共に少数国閣僚会合を行い、後にこれに豪州を加えた形（＝G6）での少数国閣僚会合が開催されるようになった。さらに、2005年12月の香港閣僚会合に向け、「開発イニシアティブ」を発表し、責任ある主要国の一員として、開発問題への貢献を行い、ラウンド交渉の妥結につながるよう香港閣僚会議を成功させる旨を表明した。

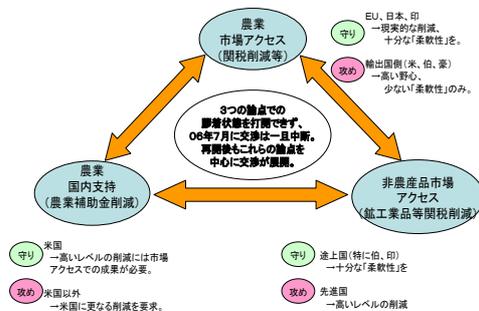
香港第6回閣僚会議では、ドーハ・ラウンドの成功へ向けた確実な土台が築かれるとともに、特に途上国に対する開発支援策（「開発パッケージ」）が合意され、交渉の進展に大きな弾みをもたらされた。各交渉分野では、[1]農業において、国内支持、関税の階層削減の方式の具体化を推進、[2]NAMAにおける関税削減方式としてスイス・フォーミュラに合意、[3]サービスにおいて分野別複数国間交渉の導入を含め交渉の具体的な進め方に合意、[4]ルールにおいて今後の交渉の範囲と目的等を確認、[5]開発においてLDC製品に対する原則無税無枠化に合意するなど、多方面で前進が見られた。

(イ) 2006年7月の交渉中断から翌1月の再開まで

香港閣僚宣言に基づき、2006年中の交渉妥結を目指してG6を中心に精力的に協議が進められた。しかし、その後農業の市場アクセス、農業の国内支持（農業補助金）、NAMAの3つの分野における主要国のスタンスが攻めと守りで交錯するいわゆる「三角形」の膠着状態に陥り（参

考2)、5月にパリで行われたWTO非公式閣僚会合、6月にホーチミンで開催されたAPEC貿易大臣会合、同じく6月にジュネーブで開催された非公式閣僚会合等、閣僚レベルでの協議によって合意を模索したものの、議論の進展は見られなかった。

(参考2) 主要論点に関する主要国・グループの立場



膠着状態打開のため、2006年7月中旬、ラミー事務局長の主導の下G6閣僚会合が招集され、我が国からも二階経済産業大臣・中川農林水産大臣が参加した。この会合の結果、1カ月以内に農業とNAMAのモダリティ合意を確立するべく集中的に協議を行うため、7月23日からジュネーブにてG6会合を再び開催し、ラミー事務局長はこれと並行して幅広いメンバーと協議を行うこととした。

しかしながら、このWTO・G6閣僚会合（我が国からは二階・中川両大臣が参加）においても、農業市場アクセス、国内支持について各国の立場の違いが埋まるに至らなかった。ラミー事務局長は24日、無期限にラウンドを中断する旨を発表した。各国とも遺憾の意を表明しながらも事務局長の提案を了承し、年内のラウンド終結は困難な状況であることを認めつつ、ラウンドへのコミットを継続し、早期の交渉再開を目指すことを表明した。

交渉中断後、各国は交渉の早期再開に向けて最大限の努力を行った。我が国も、8月下旬のASEAN+日中韓大臣会合、9月上旬のG20閣僚会合、ASEM首脳会合、9月下旬のケアンズ閣僚会合等を通じ、交渉再開に向けた取り組みを進めた。さらに、ラウンドの動向に重大な関心を払っている経済界とも連携し、交渉の早期再開、早期妥結を働きかけるため、日本経済団体連合会及び日本商工会議所がG6諸国の経済界・産業界へミッションを派遣した。

このような情勢のもと、11月のAPEC閣僚・首脳会合（ベトナム）では各国から交渉再開を求める声が相次ぎ、「突破口の確保に向けて必要な柔軟性と野心を確認する」

との強い意志を示したAPEC首脳による独立宣言文が発出された。これを受け、ラミー事務局長は事務レベルでの作業の再開を宣言し、停滞していた各交渉議長を中心とする作業が開始された。

2007年に入り、主要国の首脳・閣僚レベルでラウンド妥結へのコミットメントが相次いで発表された。1月末のWTO非公式閣僚会合において、我が国から交渉の本格再開が必要であることを主張し、各国の閣僚により交渉再開が合意された。その後ジュネーブでの非公式貿易交渉委員会を経て、交渉が正式に再開された。

(エ) 2007年交渉再開後の動き

交渉再開後は、2008年の米国大統領選、2007年6月末の米国の貿易交渉権限（TPA: Trade Promotion Authority）失効を念頭に、各国がブレイクスルーに向けて努力を行った。この時期、二国間、G4/G6といった少数国間、ジュネーブでのマルチ、の3つのプロセスが並行して行われた。

2007年4月のG6閣僚会合、5月中旬の閣僚会合（我が国主催）、6月初旬のG8サミットで立て続けに首脳・閣僚級の会合が行われ、交渉の早期妥結に向けたコミットメントが示された。しかし、6月にドイツ・ポツダムで行われたG4閣僚会合は、農業、NAMAの主要論点について各国の意見が折り合わず決裂した。これに伴い、予定されていたG6閣僚会合も中止となった。

G4決裂後は、ジュネーブにおいてラミー事務局長、各交渉議長の下でのマルチのプロセスが再び進められた。各国のマルチプロセスへの支持を受け、7月に農業、NAMAのモダリティに関する議長テキストが発出され、その後の農業交渉会合、NAMA交渉会合のたたき台となった。

10月の一般理事会では、NAMA11（開発途上国の非農産品の大幅な削減要求に反発する開発途上国グループ。ブラジル、南アフリカ等がメンバー）が中心となって開発途上国の立場を改めて強調するペーパーが配布されるなど、「南北対立」の様相が見られたこともあったが、10月のIBSA（インド、ブラジル、南アフリカ）サミットや11月半ばのG20（主要開発途上国グループ）の閣僚会合では、可能な限り短期間のうちの成果を目指すことが表明されるなど、開発途上国からも前向きな姿勢が見られた。

2007年内にはモダリティ合意に至らなかったものの、

年末の一般理事会では、ラミー事務局長から2008年末までの交渉妥結に向けた、前向きな発言が行われた。

(3) 2008年以降の動向

2008年に入り、1月26日にはスイス・ダボスにおいて、ロイタード・スイス経済大臣の主催でWTO非公式閣僚会合が前年同様開催された。ここでの議論を受け、ラミー事務局長が、1月末の非公式貿易交渉委員会において、「年内妥結の必要性」、「2月4日の週に包括的な改訂テキストを发出後、農業・NAMAの水平的なプロセスを行い、その後農業・NAMAのモダリティ合意を目指す、また、交渉全体の妥結の前に譲許表作成作業で6～8か月が必要というスケジュール感」を示した。

その後、2月8日、農業・NAMA両交渉議長により、農業及びNAMAのモダリティに関する改訂議長テキストがそれぞれ发出された。また、2月12日には「サービス交渉の終結に必要な要素」に係る議長報告が发出された。

農業及びNAMAの改訂議長テキスト发出を受け、交渉グループ別の議論が続けられ、3月には水平的議論に向けてラミー事務局長が調整を本格化した。3月4日にはG6+中国の大使を集め、閣僚会合の時期及び取り扱う範囲について議論を行った。その後、各国閣僚レベルでも電話会談、書簡等を通じて閣僚会合に関する議論が行われ、4月に入ってから、英豪首脳会談、日仏首脳会談、G7、英米首脳会談、G8ビジネスサミット等で首脳レベルからも交渉加速のメッセージが多数发出された。

その後、5月19日には、農業・NAMAの再改訂議長テキストが发出された。閣僚会合の日程についてはその後の調整に委ねられたが、ラミー事務局長が5月7日の一般理事会で「年内妥結のためには、今後数週間でモダリティに合意する必要あり」と発言したことを受け、5月下旬から6月の閣僚会合が引き続き目指された。また、5月26日にはサービス交渉議長から議長報告の改訂版、28日にはルール交渉議長から作業文書が提示された。

6月1日～5日にかけてフランス・パリで開催されたOECD閣僚会合の機会を捉え、クリーン・豪州貿易大臣の主催によるWTO非公式閣僚会合が開かれた。ここでは、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて、以後数週間集中的な議論を行い、閣僚会合の開催を目指すことで合意した。

その後、スイス・ジュネーブにおける一連の次官級の会合の結果、6月25日の少数国大使級会合において、ついに、

ラミー事務局長が7月21日から閣僚会合を開催することを発表した。

7月7日～9日に行われた先進8ヶ国首脳会合(G8北海道洞爺湖サミット)では、成果文書に、[1]野心的でバランスのとれた包括的なWTOドーハ・ラウンドが成功裡に妥結することが、経済成長及び解決に決定的に重要であること、[2]交渉が決定的に重要な段階であることにかんがみ、喫緊の課題として交渉妥結に向け取り組む決意を改めて表明し、すべてのWTO加盟国に対し、農業及びNAMAのモダリティを確立し、サービス分野において積極的かつ目に見える成果を達成すべく、実質的な貢献を行うよう呼びかけること、[3]7月21日から始まる閣僚会合の招集を歓迎し、同じ機会に行われるサービス貿易に関するシグナリング会合を開催することを支持すること、が盛り込まれ、閣僚会合を前にした主要国首脳の決意が示された。

さらに、7月10日には、農業・NAMA両議長により、農業及びNAMAの再々改訂議長テキストが发出された。個別論点については、依然として各国間の意見の収斂が得られていない点多かったが、閣僚会合での議論の土台として各国に受け入れられた。

6月の発表通り、7月21日より、スイス・ジュネーブにてWTO非公式閣僚会合が開催され、7月10日に提示された改訂議長テキストをもとに交渉が開始された。25日に事務局長より提示された裁定案では、NAMAについて各国の要望を反映した提案も盛り込まれるなど一定の進展も見られた。また、サービス分野では閣僚レベルでのシグナリング会合が開催され、各国からの積極的なオファーも見られた。しかし、主に農産品の輸入に係る途上国向け特別セーフガード措置(SM)を巡って米国とインド・中国が対立し、立場の違いは最後まで埋まらず、閣僚会合はモダリティ合意に至らないまま29日に決裂した。

閣僚会合の決裂に対し、多くの各国は失望感を示すと共に、これまでの議論を土台として早急に交渉を再開すべきであるとの見解を示した。8月にはラウンドのモメンタムを維持するための努力が、バイ会談等の場で各国によって行われ、8月の末のASEAN貿易大臣会合では、ラウンドの成功裡かつ早期の妥結のために引き続き努力していくことが謳われた。

9月に入ると、ジュネーブにおいて農業・NAMAそれぞれの事務レベルでの交渉が再開した。

一方、9月15日には米国のリーマン・ブラザーズが破綻し、世界の金融市場に衝撃を与えた。この米国発の金融危機が世界の实体经济に波及し急速な景気後退をもたらしていることが認識されるにつれ、1930年台に世界恐慌が保護主義の連鎖を生み、やがて世界大戦にまで至った過去を繰り返してはならないとの声が国際的に高まった（保護主義抑止の取り組みについては、下記参考3を参照）。

米国・ワシントンDCで11月15日に開催された主要20か国による「金融・世界経済に関する首脳会合（G20）」では、首脳宣言の中に、以後12ヶ月間、貿易や投資に対する新たな障壁を設けないことの誓約と共に、「WTOドーハ開発アジェンダが、志が高く、かつ、バランスのとれた成果を得て、成功裡に妥結することに導くようなモダリティに、年内に合意に至るよう努める。我々は、この目標を達成するよう自国の貿易担当大臣に指示するとともに、必要に応じて自らが直接に支援する用意がある」との文言が盛り込まれた。また、これに続きペルー・リマにて開催されたAPEC首脳・貿易大臣会議の機会においても、11月22日に、同様の趣旨の「世界経済に関するAPEC首脳リマ声明」が発出された。このように、世界経済危機を受けて立て続けに首脳レベルで年内モダリティ合意への強い政治的決意が示されたことは、ラウンド交渉の気運を高めた。

主要国首脳からの力強い声明を受け、年内閣僚会合開催の可能性を探るべく、多くの国が首都やジュネーブでの意見調整に努め、12月6日には、農業・NAMA両議長が4回目となる改訂議長テキストを発出した。各国からは、テキスト自体についてはおおむね良好な反応が示されたが、ラミー事務局長は、3つの分野、すなわちNAMAの分野別関税撤廃と農業のSSM、綿花について閣僚会合を開催する前に十分な政治レベルでの意志の確認を行う必要があるとの認識から、閣僚会合開催について慎重な検討を行った。主要各国の閣僚レベル、ジュネーブの大使レベルで様々なコンサルテーションが行われ、調整が続けられたが、12月12日、ラミー事務局長は、分野別関税撤廃とSSMについて合意に必要な各国の政治的意志が欠けているとして、年内の閣僚会合開催を見送ると決定した。

その後、12月19日にはルール改訂議長テキストが発出された。本テキストは、各国の立場にある程度収斂のある点のみ、条文改正案を提示し、各国が対立するゼロイングや

サンセットなどの論点は、各国の見解とともに項目名のみを記載した。

こうして、2008年には計4回の農業・NAMAの議長テキストが改訂され、年末にはWTO閣僚会合開催が検討されながらも、年内モダリティ合意を達成することが出来ず、その後の交渉の見通しが不明のまま米国の政権交代の年を迎えることとなった。

2009年に入り、1月31日にはスイス・ダボスにおいて例年通り、スイス主催WTO非公式閣僚会合が開催された。ここでは文書等の発出は行われなかったが、各国閣僚が保護主義を抑止することの必要性で一致し、ドーハ・ラウンド交渉について、残された問題の難しさを認めつつも早期妥結への決意を再確認した。また、20日に発足した米国新政権に対して、保護主義を抑制し、現在のラウンド交渉の枠組みとこれまでの交渉の積み重ねを維持して進展させるべきであるという、各国からの強いメッセージが示された。

その後、3月18日に、米国通商代表部（USTR）のロナルド・カーク代表が議会で承認された。世界経済の後退を受けて米国内でドーハ・ラウンドに後ろ向きな声が聞かれる中で、日本を含め各国は、新USTRに対し交渉を推進するよう働きかけた。

（参考3）保護主義防止の取り組み

現下の経済危機において、2008年10月以降、アルゼンチンが幅広い物品に輸入許可制を導入、インドにおける鉄鋼製品の関税引き上げ、ロシアの自動車関税引き上げ、米国再生・再投資法へのバイ・アメリカン条項導入等、世界主要国での貿易制限的な措置を講じる傾向が高まり、保護主義の抑止が国際的な課題となってきた。

2008年11月15日のG20ワシントン・サミットでは、経済危機下での保護主義の広がりに対する懸念から、「今後12か月の間に、投資あるいは物品及びサービスの貿易に対する新たな障壁を設けず、新たな輸出制限を課さず、WTOと整合的でない輸出刺激策をとらない」ことで一致し、これは11月22～23日のAPEC首脳会議においても確認された。

しかし、世界的に金融・経済危機が深まる中で、その後も保護主義的な動きが収まらず、保護主義の阻止に向けた行動を求める動きが強まった。これを受けて、WTOは各

国貿易措置の監視メカニズムを立ち上げ、2009年1月及び3月に事務局長による報告書を取りまとめた。3月の報告書の中では、2009年の世界貿易額が前年比-9%に下落するとの予測を紹介しつつ、保護主義的措置は世界貿易の一層の縮小を招くとしてこれを阻止する重要性を指摘した。

さらに、2009年1月31日には、ラミーWTO事務局長が、ダボスにおける二階経済産業大臣と石破農林水産大臣との会談で、日本の情報提供協力を求めた。そうした背景の中で、日本政府は、WTOの監視を支持し、透明性を高めるための作業に対する協力を表明した。2月12日には、経済産業省も、関係省庁、JETRO等の関係機関とともに保護貿易措置の監視体制を強化することとし、WTOに情報提供を行っていくこととなった。

1. 2. 「開発ラウンド」としてのドーハ・ラウンド

(1) 国際版一村一品キャンペーン

上記に述べたように、ドーハ・ラウンドは、「開発」の視点を全面に打ち出し、自由貿易の推進において発展途上国の利益への考慮が重要であることを明確にしたところに特徴がある。1990年代以降、グローバル経済が進展するとともに、自由貿易体制の利益を途上国も享受できることが重要であるという認識が各国で共有された。EPA/FTAといった二国間・地域間の経済連携も重要だが、経済規模の小さい途上国は大国とのFTAを結ぶ力に乏しく、EPA/FTAのネットワークから取り残されている可能性があり、このような経済力の弱い国のためにも、世界規模でのラウンド交渉の妥結は不可欠である。また、1990年代以降の世界経済において、南南貿易が進展している。

このような動きを促進し、世界経済全体の発展につなげるためにも、我が国はWTOによる自由貿易体制の更なる維持・強化に取り組んでおり、例えば2005年の香港閣僚会議において小泉総理（当時）が発表した「開発イニシアティブ」（上述）の一環として、経済産業省が中心となり進めている取組が「国際版一村一品キャンペーン」である。

2006年2月に経済産業省本館においてアジア、アフリカ、中南米22カ国の途上国産品を照会する「一村一品展示会」を実施して以来、成田、関西両国際空港における「一

村一品マーケット」の運営、専門家の技術指導等による産品開発や輸出促進支援等、数々の取組みを行い、諸外国から高い評価を受けている。

(2) 2008年度の実績

(ア) 「アフリカン・フェア」の実施

2008年5月にはTICADIV（第4回アフリカ開発会議）の公式イベントとして、経済産業省・JETROの共催による「アフリカン・フェア」を横浜市で実施した。商談件数は1402件に上った。

(イ) 地域別イベントの開催

2008年11月にペルーで開催されたAPEC閣僚会合に於いて、ペルーのアラオス貿易観光相から二階経済産業大臣に対して一村一品関係の協力要請があった。これを受けて、2009年2月のアラオス大臣来日に合わせて成田空港店においてペルーウィークを実施。2009年3月には、同様に協力の要望があったコロンビアと合わせて、それぞれ「一村一品セミナー」をJETRO、JICAの協力の下、我が国から講師を派遣して現地で開催、現地で高い評価を得た。

(ウ) ダボス会議での呼びかけ

2009年1月スイスのダボスで開催されたWTO非公式閣僚会合の場において、出席した二階大臣（当時）から国際版一村一品運動の狙いや趣旨、さらに具体的な産品を紹介したパンフレットを実際の産品と共に参加閣僚に紹介するとともに、各国が同様の取組を行うよう呼びかけたところ、アフリカを含む各国からの参加者から賛同を得ることができた。

2. ACTA

「模倣品・海賊版拡散防止条約」構想（以下、「ACTA構想」）は、2005年7月のG8グレンイーグルズサミットにおいて、小泉元総理が模倣品・海賊版の拡散防止に向けた法的枠組策定の必要性を提唱し、我が国及び米国のイニシアティブでその取組が始まった。知的財産保護に関心の高い国（一部途上国を含む）を加えての非公式会合開始を経て、2008年6月より交渉を開始し、以降4回にわたり会合を開催。ACTA構想の早期実現に向けて条文案に基づいた個別具体的な議論を進めている。

2. 1. 模倣品・海賊版問題の現状と現行の国際的取組み

近年、模倣品・海賊版の世界的な拡散は、権利者である企業が本来得べき利益の喪失や、イノベーションと創造意欲の減退といった経済的な面だけでなく、消費者の安全や健康の直接的な脅威ともなっている。さらには、模倣品・海賊版の製造及び流通が、犯罪組織やテログループの末端組織によって行われることにより、犯罪組織の安易な資金源になっている可能性がある点も指摘されている。

このように模倣品・海賊版が世界的な問題となり、各国における取締りが強化されている中で、部品と模倣ラベルを別々の国で製造した後に、更に別の国で模倣ラベルを貼り付けて組み立てて輸出を行うといった国際分業化の進展や複数の国を経由することによる生産地の偽装、急速に普及するインターネットを通じた取引の増加等、模倣品・海賊版の問題は多様化、複雑化している。

こうした多様化・複雑化する模倣品・海賊版の問題に対しては、各国における取組だけでは十分ではなく、国際的な取組が求められている。

例えば、EPA/FTAなどの二国間協定で知的財産権保護に係る規律を定め、積み重ねていく方法もあるが、日本との二国間協定を結ぶことが実質的に困難な国々があること、また、模倣品・海賊版が世界的に拡散している状況を鑑みると、それらの早急な対応策として十分なものではない。

他方、知的財産権保護に係る既存の多国間協定としては、WTO/TRIPS協定があるが、同協定は150カ国を超えるWTO加盟国・地域全てが満たす必要のある最低限の基準を定めているにとどまり、多様化、複雑化する模倣品・海賊版の問題への対応としては必ずしも十分ではない。

そのため、より強力な知的財産権の執行に係るルールの策定が必要となるが、WTOやWIPOといった既存の国際的枠組みでは、加盟国・地域間の利害関係が非常に複雑化しており、新たなルールづくりは非常に困難である。

2. 2. ACTA構想の交渉戦略

このような既存の国際交渉の枠組みが抱える問題を踏まえ、まずは知的財産保護に関心の高い志を有する国により、高いレベルでの国際的な規律を形成する試みがACTA構想である。ACTA構想は特定の国で議論を進めており、知的財産権を侵害している主要国が現時点で参加して

いないため効果を疑問視する指摘があるが、将来的には参加国の拡大やACTA交渉参加国が未参加国間での二国間協定（FTA/EPA）等においてACTAの内容を知的財産権の執行強化のモデルとして積極的に活用すること等を通じて、ACTAが知的財産権の執行に係る世界的なスタンダードとなることを目指している。このような通商政策のアプローチは、これまでの多国間や二国間の取組とは異なる、新しい国際交渉戦略として注目を浴びている。

ACTA構想では模倣品・海賊版を始めとする知的財産権の侵害に対して、現行のTRIPS協定よりも規律レベルの高い条約（TRIPSプラス）を目指している。知的財産権の執行強化のためには、高いレベルの法的規律と規律の確実な実施が必要であり、ACTA構想においては法的規律だけでなく規律の確実な実施のための国際協力や執行実務に関する規定も議論されている。

法的規律の例としては、[1]民事上の執行強化（模倣品・海賊版被害に対する適切な賠償額の決定方法等）、[2]各国税関の水際での取り締まり強化（輸出・通過時の模倣品・海賊版の物品差止め等）、[3]刑事上の執行強化（模倣ラベルの取引にかかる刑事手続き及び刑事罰等）が挙げられる。また、TRIPS協定がカバーしていない[4]デジタル環境における知的財産権の執行強化（インターネット上の知的財産権の権利侵害防止に関するインターネット・サービス・プロバイダの役割と責任等）も議論の対象としている。

さらに国際協力や執行実務に関しては、当局間の国際的な執行協力や専門家の育成、公衆意識の向上について議論しており、知的財産権の執行を法制面と実施面で一体的に強化する国際的取組として、日本のみならず世界各国が注目する取組となっている。

我が国としては、知的財産権の保護強化に向けて様々な取組を推進していく中で、ACTA構想についても積極的に交渉をリードし、可能な限り早期の条約妥結を目指し、議論を加速していく。

3. G8サミットとG20サミット

3. 1. 洞爺湖サミット

(1) 日程・場所

2008年7月7日～9日に北海道洞爺湖にて、我が国主催としては8年ぶりにサミットが開催された。今次サミッ

トは、7日のアフリカ諸国首脳等との会合に始まり、8日にG8セッション、9日に新興5カ国（ブラジル、中国、インド、メキシコ、南アフリカ）首脳との会合、主要経済国首脳会合(MEM)および拡大会合が行われ、同日午後、福田総理の議長会見をもって閉幕した。

参加した首脳は議長の福田首相をはじめ、ベルルスコーニ首相(伊)、ハーパー首相(加)、サルコジ大統領(仏)、ブッシュ大統領(米)、ブラウン首相(英)、メドベージェフ大統領(露)、メルケル首相(独)、バローゾ委員長(EU)。

この他、新興5カ国（ブラジル、インド、中国、南アフリカ、メキシコ）、アフリカ諸国（アルジェリア、エチオピア、ガーナ、ナイジェリア、セネガル、南アフリカ、タンザニア、アフリカ連合）、オーストラリア、インドネシア、韓国、及び国際機関の長が招待された。

(2) G8の主な論点

「世界経済」、「環境・気候変動」、「開発・アフリカ」、「政治問題（北朝鮮、核不拡散、地域問題等）」を主要議題として議論を行った。上記議論をふまえ、「北海道洞爺湖サミット首脳宣言」を発出するとともに、「世界の食糧安全保障」、「テロ対策」、「ジンバブエ」、に関する独立の首脳文書を発出した。

(ア) 世界経済

(A) 貿易と投資について、(a) 国際的な貿易・投資に対する保護主義的圧力に対抗すると共に、(b) 野心的でバランスのとれた包括的なWTOドーハ・ラウンドの成功裡の妥結は喫緊の課題であり、7月21日からの閣僚会合招集を歓迎する意が示された。

(B) 知的財産権について、模倣品・海賊版拡散防止条約(ACTA)の年内妥結に向けた交渉加速化が合意された。

(C) 世界の経済成長について、将来の経済成長に引き続き肯定的だが、原油や食料の価格上昇によるインフレ圧力に強い懸念を示した。

(D) エネルギー安全保障について以下の点が議論された。

(a) 原油価格の急激な上昇を強く懸念。短期的には生産量及び精製能力の増強、中期的には上下流に亘る投

資拡大が必要。エネルギー効率改善・多様化に向けた更なる努力が必要。

(b) エネルギー安全保障を強化するため、エネルギー効率と新技術に焦点を当てたエネルギー・フォーラムの開催を提案。

(c) 石油データ共同イニシアチブ(JODI)を引き続き強く支持。G8財務大臣会合による原油価格高騰分析に関するIMF及びIEAへの要請を歓迎。商品先物市場の透明性向上に向けた各国間の更なる協力を奨励。

(d) ジッダ会合のフォローアップ等、産油国・消費国間の対話促進。

(E) 天然資源について、採取産業透明性イニシアチブ(ETI)等を通じた採取分野での透明性等の向上が議論された。

(イ) 環境・気候変動

(A) 長期目標については、世界全体の温室効果ガスの2050年半減目標を共有し、国連での交渉において検討・採択することを全ての国に求めた。この目標は世界全体での対応、特に全ての主要経済国の貢献によってのみ対応できることを認識し、革新的技術及び慣行の開発と展開の重要性・緊急性が強調された。

(B) 中期目標・セクター別アプローチについては、中期の国別総量目標を設定。実効的かつ野心的な枠組みには全ての主要経済国のコミットが必要とされた。セクター別アプローチは国別削減目標達成に有用であり、グローバルな省エネ促進にも有用な手法であり得るとし、IEAに対し、自主的なセクター別指標の作業の強化を依頼した。

(C) 技術について、以下の点が議論された。

(a) 国別目標、行動計画の策定、省エネ25勧告の実施、「国際省エネ協力パートナーシップ(IPEEC)」設立等、省エネ徹底に合意。全ての関心国の参加を慫慂。

(b) 国別目標、行動計画策定を通じたクリーンエネルギーの推進。

(c) I E Aとの連携の下、技術開発ロードマップを共有し、C C S（二酸化炭素回収・貯留）等の革新的技術開発を進める国際協力イニシアティブの構築に合意。環境エネルギー技術開発のため、G 8全体で今後数年にわたり、毎年100億ドル超の政府の直接投資による研究開発を約束。

(d) 化石燃料依存低減・気候変動対応のための原子力の役割を評価し、原子力計画へ関心を持つ国が増大。3 S（保障措置、原子力安全、核セキュリティ）の確保など基盤整備の推進。

(D) マルチ基金の創設について、世銀との協力による60億ドルの新たな多国間基金の創設を歓迎、支持。またG 8メンバーによる二国間のイニシアティブを歓迎。

(E) 関税について、W T O交渉での環境関連物品への関税撤廃の努力を加速。自主的な貿易障壁の削減、撤廃の検討が必要とした。

(F) G 20の結果、I E A及び世銀の報告を歓迎した。

(ウ) 開発・アフリカ

(a) アフリカ向けのO D Aの確保・拡大による国連ミレニアム開発目標の達成、(b) 保険分野・水分野・教育分野に関する支援拡大、(c) ビジネス環境改善・アフリカ産品販路開拓など自立的な経済成長の支援、(d) W T O香港閣僚会議で合意された後発開発途上国向けの無税無枠の市場アクセスの再確認、について議論された。

(エ) 食料安全保障

(a) 途上国向け食料支援の拡大、(b) 輸出規制の撤廃とW T O交渉の加速、(c) バイオテクノロジーによる貢献等の分析、(d) 第二世代バイオ燃料の開発・商業化の加速、について議論された。

(オ) 政治問題

核不拡散、テロ対策の推進、拉致を含む北朝鮮問題、イランへの安保理決議の遵守要請などについて議論された。

3. 2. ワシントン・サミット

サブプライム住宅ローン問題に端を発する金融危機に対処するため、それまでのG 20 財務大臣・中央銀行総裁

会合を首脳級に格上げする形で、2008年11月14～15日に、金融・世界経済に関する首脳会合（G 20 サミット）がワシントンで開催された。

※参加国：日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ

※機関：欧州連合（欧州委員会、オランダ、スペイン）、国際連合、国際通貨基金、世界銀行、金融安定化フォーラム

14日のワーキング・ディナーに始まり、15日に全体会合、ワーキング・ランチが行われ、同日午後、ブッシュ米大統領の議長会見をもって閉幕した。

今次サミットにおいては、先進国及び新興国の間で、今回の金融危機に対する短期・中期等の対策について議論され、金融・世界経済に関する首脳会合宣言及び47項目の改革のための原則を実行するための行動計画が出された。宣言内容のポイントとして、(a) 金融政策や即効的な内需刺激の財政施策の活用、(b) I M F等の国際金融機関の十分な資金基盤を確保し、新興国・途上国の資金調達を支援、(c) 金融商品の透明性の確保や信用格付け会社に対する監督など適切な規制の実施、(d) 今後12ヶ月間に、投資・貿易に対する新たな障壁を設けないなど保護主義を防ぐ、とされた。

また、2008年中にW T Oドーハ・ラウンドのモダリティ合意に至るように努力することが貿易大臣に指示された。同時に、金融市場改革のための5つの原則（[1] 透明性及び説明責任の強化、[2] 健全な規制の拡大、[3] 金融市場における公正性の促進、[4] 国際連携の強化、[5] 国際金融機関の改革）の実施に向けたプロセス及びスケジュールの開始、特定の分野における追加的な提言を策定することが財務大臣に指示された。

さらに、この宣言において合意された原則と、決定の実施をレビューするための第2回会合の開催がこの会合の場で約束された。

4. O E C D（経済協力開発機構）

第二次大戦後の欧州各国の深刻な経済的混乱を救済すべきとの米国マーシャル国務長官の提案を契機として、1948年4月、欧州の16カ国でO E E C（欧州経済協力機

構)が発足した。その後1961年9月に米国及びカナダが加わり、新たにOECD(経済協力開発機構)が発足。我が国は1964年に加盟し、2008年現在、30カ国が加盟。

※EU加盟国：イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、オランダ、ベルギー、ルクセンブルク、フィンランド、スウェーデン、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、ギリシャ、アイルランド、チェコ、ハンガリー、ポーランド、スロバキアの19カ国

※その他：日本、米国、カナダ、メキシコ、豪州、ニュージーランド、スイス、ノルウェー、アイスランド、トルコ、韓国の11カ国

OECDの目的は、先進国間の自由な意見交換、情報交換を通じて、[1]経済成長、[2]貿易自由化、[3]途上国支援の3点に貢献すること(OECDの三大目的)であり、閣僚理事会が年1回開催される。サミット直前(約1カ月前)の開催が慣例であり、閣僚理事会における経済成長、多角的貿易等についての議論はサミットの議論に影響を与える。我が国からは、これまで、経済産業大臣が外務大臣及び経済財政担当大臣とともに出席している。

(1) 閣僚会議の概要

2008年6月4日～5日、フランス・パリにおいて、OECD加盟国の閣僚等により議論が行われた。我が国からは、甘利経済産業大臣、若林農林水産大臣、木村外務副大臣、木村内閣府副大臣(いずれも当時)が出席した。

今次閣僚理事会は、「アウトリーチ、改革、気候変動の経済」を主要テーマとして(ア)気候変動の経済、(イ)多角的貿易システム、(ウ)世界経済情勢の概観(エコノミック・アウトルック)、(エ)ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)等のセッションが行われた。甘利経済産業大臣は、気候変動の経済及び多角的貿易システムのセッションに出席した。

(2) 各セッションの概要

(ア) 気候変動の経済

気候変動対策のためにはどのような政策の組み合わせが必要か、また、主要排出国の参加を促すためにはどのような措置が必要か等につき議論が行われた。

甘利経済産業大臣はリードスピーカーとして、まず、気候変動問題が現下の石油価格の高騰などエネルギー面で

の課題と表裏一体である旨指摘した上で、OECDに対する期待として以下の3点を述べた。

(A) 経済成長と環境の両立の重要性。そのため、特定の政策だけでなく、あらゆる経済・産業政策の手段を総動員することが必要であること。

(B) とりわけ、技術の開発と普及が鍵であること。これに関連して、2007年甘利大臣から提案し、各国の支持を得て開始された「エコ・イノベーション」研究を促進する。

(C) 全ての主要経済国の次期枠組み参加を促すため、途上国にとっても魅力ある政策パッケージが必要。

その上で、これらを同時に実現する「一石三鳥」の解決策として「セクター別アプローチ」の有効性を紹介した。

欧州諸国を中心に炭素市場・炭素価格の重要性を特に強調する発言もなされたが、野心的な削減目標の達成のためには、排出量取引や炭素税といった価格措置のみではなく、技術開発・普及、基準、規制、自主的取組、セクター別アプローチ等の政策を総動員することが重要であるとともに、全ての主要排出国の参加のためには途上国への資金面や技術面での協力が必要であることについて意見の一致を見た。

OECDの分野横断的政策分析能力、各国比較能力等を活かし、各国の気候変動政策立案・実施の客観的視点を提供するとともに、G8サミットやCOP14、COP15へ有益なインプットを行うべく、今後も検討を進めていくことについて合意された。

(イ) 多角貿易システム

WTOドーハ・ラウンドの年内妥結に向けた閣僚レベルの取り組みに加え、中長期的な貿易政策の課題に関しても議論が行われた。

我が国からは、ドーハ・ラウンドの年内妥結に向けて精力的に交渉を進める必要性を再確認するとともに、中長期的な貿易秩序の在り方を踏まえた新たな政策課題の解決に向けて、多角的貿易体制の将来を見据えた分析・議論をOECDに期待することを表明した。

(ウ) 世界経済情勢の概観(エコノミック・アウトルック)

OECDのチーフエコノミストから、加盟国及び主要な非加盟国のマクロ経済の現状と展望について分析結果が報告された。

(エ) ソブリン・ウェルス・ファンド(SWF)

安全保障上の懸念等を理由とするSWFからの投資に対する保護主義的な動きに対し、OECD投資委員会ではSWFからの投資受入国の政策ガイドラインを検討してきたところ、今次閣僚理事会の成果の一つとして特別宣言が採択された。

特別宣言の主な内容は以下。

- (A) SWFの投資は、投資受入国とSWFの双方に利益。
- (B) 安全保障は正当な懸念であるが、保護主義のために投資規制が濫用されてはならない。
- (C) 投資受入国は、透明性及び予見可能性、比例性、説明責任の諸原則と整合的に投資規制を運用すべき。

二国間、地域間通商交渉

1. 経済連携協定(EPA/FTA)、二国間投資協定(BIT)

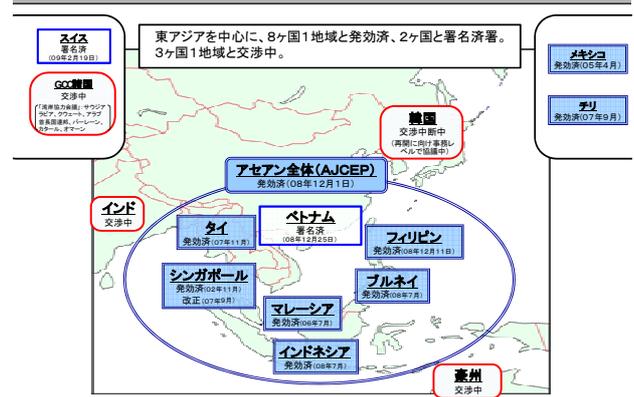
1. 1. 経済連携協定(EPA/FTA)

経済連携協定(Economic Partnership Agreement、以下、「EPA」と略す。)とは、特定の二国間又は複数国間で、自由貿易協定(Free Trade Agreement、以下、「FTA」と略す。)の主要な要素である関税の相互引下げに加え、域内のヒト、モノ、カネの移動の更なる自由化、円滑化を図るため、サービス、投資、競争、人の移動の円滑化、電子商取引、その他経済諸制度の調和など幅広い分野を対象とし、経済全般の連携強化を目指す協定である。(参照図：経済連携協定(EPA)と自由貿易協定(FTA))

全体的に見ると、1990年代以降、地域統合の動きは一層加速し、2007年9月の時点で、WTOのCRTA(地域貿易協定委員会：Committee on Regional Trade Agreements)に報告されている地域貿易協定の数は212件にまで達している。冷戦構造の崩壊以降、特に欧米諸国は新たな国際経済システムを模索する中で、地域統合の動きを加速させた。

我が国は、2008年度末現在、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピンの8カ国1地域との間でEPAを発効している(インドネシア、ブルネイ、アセアン、フィリピンについては、2008年度に発効)。また、ベトナム、スイスの2ヶ国と署名済み(どちらも2008年度に署名)、韓国、GCC、インド、豪州の3カ国1地域と交渉を行っている。

我が国のEPA取組状況(2008年度末)



EPA/FTAを推進する意義は、次のとおりである。

- ・相手国の関税削減等を通じて当該国内市場への我が国企業のアクセスが改善され、貿易・投資の機会が拡大するとともに、規模の経済による利益(域内投資の効率化による利益率増大等)を享受することが可能となる。
- ・経済実態を踏まえて、地域内の規制・制度等の共通化・制度化を図ることは、我が国の強みを活かした国際ルール作りの第一歩となる。
- ・関税等により保護を受けていた産業分野において、自由化の進展により構造改革が加速されるとともに、事業をする場としての魅力が高まることで、拡大した市場の一部としての位置づけともあいまって対日直接投資が拡大するなど、我が国経済の活性化をけん引する。
- ・既に他国と経済連携協定を締結している国との協定の締結は、既締結国企業との関係において関税等の面で競争上不利な立場に置かれている不利益な状況を解消する。また他国の経済連携の動きに先んじて協定を締結することは、こうした不利益状況の発生を未然に防止する。

(1) インドネシアとの取組

日インドネシアEPAは、2005年7月より交渉を開始し、2007年8月の首脳会談にて署名、2008年7月に発効した。

インドネシアにとって、我が国は最大の投資国(投資実績：394.7億米ドル(累積直接投資額：1967年～2006年))であり、また主要貿易相手国である等、両国の経済的な結びつきは深い。このため、経済連携の実現は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度間相互の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保を通じ、我が国企業の投資環境の安定性や予見可能性の向上等事業環境の改善がされる。更に、インドネシアはASEAN域内で最大の人

口(2.2億人)を擁しており、我が国企業の有望な市場への優先的なアクセスの確保が可能となるなど、更なる貿易投資関係の深化が期待される。なお、本協定では、製造業分野での二国間協力(13分野26案件)を充実させており、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることも期待される。

また、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有するインドネシアとの経済関係強化は我が国において重要な課題の1つとなっている。係る観点から、日インドネシアEPAではエネルギー分野の規律を導入している。

(2) ブルネイとの取組

日ブルネイEPAは、2006年6月より交渉を開始し、2007年6月に署名、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国の1つである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

(3) アセアンとの取組

アセアン全体とのEPAである日アセアン包括的経済連携(以下、AJCEP)は、2005年4月より交渉を開始し、2008年4月に各国持ち回りでの署名を完了、12月1日に発効した(2008年度末時点で日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシアで発効)。

AJCEPは、日本とアセアンを1つのエリアとして、人口7億人、経済規模5兆6千億ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とアセアン双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、アセアンは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。

更に、日本とアセアン各国との二国間EPAでは解決が困難な日アセアンワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば日本

で製造した高付加価値部品を用いてアセアン域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み(二国間のEPA、AFTA)における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPは、原産地規則における累積規定が日本及びアセアン域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。

(4) フィリピンとの取組

日フィリピンEPAは、2004年2月より交渉を開始し、2006年9月の首脳会談にて署名、2008年12月に発効した。

フィリピンにとって初のEPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。本協定により、両国が潜在的に有している相互補完性を発揮し、二国間経済関係が一層強化されることが期待される。

(5) ベトナムとの取組

日ベトナムEPAは、2007年1月に交渉を開始、その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意、同年12月に正式署名した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ(2003年開始)や日越投資協定(2004年発効)の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日越EPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の第3の経済的支柱として、政治・経済関係の更なる強化に資することが期待される。

本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要な部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナムにとっては、中国アセアンFTA、韓国アセアンFTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本側は鉱工業品分野

ではほぼすべての品目で関税撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した人の移動分野では、ベトナム人 I T 技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内で I T 技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後継続して協議することとした。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行う。

(6) スイスとの取組

日スイス E P A は、2007 年 1 月に両国首脳間で交渉開始に合意し、8 回の交渉会合を経て 2008 年 9 月に大筋合意、2009 年 2 月に署名した。我が国にとって欧米先進国との初の E P A であり、先進国間 E P A のモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化に加え、我が国の E P A では初めて、原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度を導入し、また我が国の E P A で初めて電子商取引章を設置している。投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。

(7) G C C との取組

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなる G C C (湾岸協力会議) 諸国との F T A は、2006 年 9 月に物品とサービスの分野を対象として交渉を開始し、2007 年 1 月に第 2 回交渉を実施した。2008 年度には 2 回の中間会合を実施した。この地域は、我が国の原油輸入全体の 80% (2008 年) を占め、また我が国からの総輸出額も 2.8 兆円を超えるなど、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。

(8) インドとの取組

日インド E P A は、2006 年 12 月の日印首脳会談で、2007 年 1 月からの交渉入り及び約 2 年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。2008 年 1 月に開催された第 5 回交渉では物品市場アクセスのモダリティに合意した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関

税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要。

なお、インドへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車部品 (10%)、鉄鋼製品 (10%)、精密機器 (7.5%、10%)、工作機械 (7.5%) など (2007 年)。

(9) 豪州との取組

2003 年 7 月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005 年 4 月に本共同研究は終了した。その後、同年 4 月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問題があるとの認識を共有しつつ、F T A / E P A のメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年 11 月から 2006 年 9 月の間に 5 回の共同研究会合が開催された。同共同研究会の最終報告書を受け、2006 年 12 月、両国首脳間で交渉開始が合意された。2007 年 4 月に第 1 回の交渉が開始され、これまでに 8 回の交渉を行った。

日豪 E P A のメリットとしては、鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州との E P A 締結により、資源・エネルギーの安定供給を図ることができるとともに、関税撤廃による貿易の拡大 (日豪 E P A により、豪州が既に E P A を締結済み・交渉中の国との間での価格競争力が向上する)、先進資本主義国同士の E P A として知的財産権・投資等に関するハイレベルなルールの策定をすることで東アジア地域での経済統合のモデルとなることが期待される、といった要素が挙げられる。

なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車 (完成車 (10%))、商用車 (完成車 (5%))、自動車部品 (乗用車) (10%)、ショベルローダー (5%)、ビデオカメラ (5%)、カラーテレビ (5%)、油送管 (5%) など (2007 年)。

(10) 韓国との取組

日韓 E P A は、2003 年 12 月に交渉を開始し、2004 年 11 月以降事実上中断している。しかし、2008 年に入り、交渉再開に向けた動きが出てきている。2008 年 2 月の李

明博大統領就任式後の日韓首脳会談において、日韓EPA交渉再開を検討していくことで合意し、2008年4月に行われた日韓首脳会談では、日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議を開催することで一致した。この合意に基づき、2008年6月と12月に、課長級による実務者協議が開催された。また、2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを上げ、検討していくことで一致し、翌2月の日韓外相会談において実務協議代表レベルを審議官級に格上げすることに合意した。

日韓は、産業構造が比較的類似しており、EPA締結による市場の一体化を通じて、両国企業の国境を越えた競争・協力、更には経済構造改革を一層進展させ、両国の生産性・効率性を向上させる点において重要である。また、現在は比較的浅い関係にとどまっている投資関係の発展など、両国の経済関係のポテンシャルを顕在化させる契機として意義があるほか、2008年2月の首脳会談で合意された、「日韓新時代」を象徴するものとなる。現在、隣り合った先進国でEPAを締結していないのは日韓両国のみである。

なお、韓国への輸出における有税品目は総額の56%を占める一方、日本への輸出における有税品目は21%にとどまる。また、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車(完成車(8、10%)、部品(8%))、プラスチック製品(4~8%)、一般機械(3~13%)、機械類・電気機器類(3~16%)となっており、韓国の鉱工業品の関税率は概ね6~8%である(2007年)。

1. 2. 二国間投資協定(BIT)

二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty)とは、特定の二国間で投資家及び投資財産の保護を図ることにより、投資の円滑化を目指す協定である。

2008年度末現在、我が国は経済連携協定(EPA)の投資章を含めて24の投資協定を締結・署名している(参照図:我が国の投資協定の取組状況)。このうち2008年度中にはEPAの投資章が3件発効、1件署名し、BITでも2件発効、2件署名に至っている。これに加え、サウジアラビア、コロンビアとはBIT、インド、豪州とはEPA投資章、GCCとはFTA投資設立章の交渉を行っているほか、日中韓三国間の投資協定についても交渉を行っている。

一方で、世界的に投資協定は近年大幅に増加しており、UNCTAD(国連貿易開発会議)の調べでは、2008年末時点で2,676件に達している。中でも、欧州諸国や中国等は既に100件前後のBITを締結しており、我が国も更なる取組の推進が必要である。今後は、資源国や新興経済国を中心に、実際のニーズに基づいて交渉相手国の優先順位を付け、迅速かつ柔軟に投資協定の締結を進めることが求められている。

我が国の投資協定の取組状況(2008年度末現在)

締結相手国	署名	発効
エジプト	1997年1月28日	1978年1月14日
スリランカ	1982年3月1日	1982年8月4日
中国	1988年8月2日	1989年5月14日
トルコ	1992年2月12日	1993年3月12日
香港	1997年5月15日	1997年6月18日
パキスタン	1998年3月10日	2002年5月29日
バングラデシュ	1998年11月10日	1999年8月25日
ロシア	1998年11月13日	2000年5月27日
モンゴル	2001年2月15日	2002年3月24日
シンガポール(経済連携協定)	2002年1月13日	2002年11月30日
韓国	2002年3月22日	2003年1月1日
ベトナム	2003年11月14日	2004年12月19日
メキシコ(経済連携協定)	2004年9月14日	2005年9月17日
マレーシア(経済連携協定)	2005年12月13日	2006年7月13日
フィリピン(経済連携協定)	2006年9月9日	2008年12月11日
チリ(経済連携協定)	2007年3月27日	2007年9月3日
タイ(経済連携協定)	2007年4月3日	2007年11月1日
カンボジア	2007年6月14日	2008年7月31日
ブルネイ(経済連携協定)	2007年6月18日	2008年7月31日
インドネシア(経済連携協定)	2007年8月20日	2008年7月1日
ラオス	2008年1月16日	2008年8月3日
ウズベキスタン	2008年8月15日	未発効
ペルー	2008年11月21日	未発効
ベトナム(経済連携協定)※	2008年12月25日	未発効
スイス(経済連携協定)	2009年2月19日	未発効

※2004年12月19日に発効した日ベトナム投資協定の内容が組み込まれている。

2. アジア戦略

2. 1. CEPEA

東アジア包括的経済連携(CEPEA)構想は、域内における経済実態上の結びつきの強まりや、ASEANとASEANを取り巻く周辺国(日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランド)とのFTA/EPAの取組の進展に伴い、これを基礎とする広域経済連携の模索が可能となっていることから、2006年8月、日本が日ASEAN経済大臣会合及び日中韓ASEAN経済大臣会合の場でASEAN+6地域における民間専門家研究を提案した

ものである。

東アジアにおけるFTA/EPAについては、2008年8月にインドASEANのFTAが妥結、また、2009年2月には、豪州及びニュージーランドとのFTAが署名され、この地域のFTA/EPA網がほぼ完成した。

我が国が提案したCEPEA民間専門家研究は、2007年6月から2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。

さらに、2008年8月のASEAN+6経済大臣会合(AEM+6)にて研究成果の報告を行い、2008年11月からは、フェイズ2民間研究会が開始された。

2. 2. ERIA

東アジア・ASEAN経済研究センター(ERIA)は、2006年8月の日ASEAN経済大臣会合等において、二階経済産業大臣(当時)が「東アジア版OECD」構想として提案したものである。その後、東アジア各国の首脳級及び閣僚級の会合等で議論され、2007年11月の第3回東アジアサミット(EAS)の議長声明等を踏まえ、2008年6月3日に、スリンASEAN事務総長及び東アジア16か国の代表者の出席のもと設立総会が開催され、ERIAが正式に設立された。

2008年度は、東アジア域内の総合的・効果的なインフラ開発及び産業開発の計画を検討する「東アジア産業大動脈構想」並びに東アジア地域の省エネ目標・行動計画の影響分析、バイオディーゼル燃料規格指標策定及び持続可能なバイオマス利用を検討する「エネルギー効率、バイオマス及びバイオ燃料に関する研究」等の政策研究プロジェクトを実施し、東アジア域内一体として取り組むべき課題について調査・研究を行った。

これら研究内容の普及と域内の産学官の幅広い関係者の意見交換の促進を目的としたシンポジウム・セミナー事業として、2008年前半のエネルギー・食料価格の高騰を踏まえ、2008年12月に東京において、東アジアの持続的成長に向けたエネルギー・食料に関するシンポジウムを開催するとともに、2008年後半の世界的な景気後退を踏まえ、2009年2月にインド及び2009年3月にベトナムにおいて、世界経済及び金融情勢にかかる会合及びセミナーを実施した。

また、途上国の政策研究能力向上を目的としたキャパシ

ティ・ビルディング事業として、2009年3月、東アジア域内の格差是正のため、特に発展途上国(カンボジア、ラオス、ミャンマー及びベトナム(CLMV諸国))の高級政策担当者を対象に政策能力向上支援を目的としたERIA・CLMV高官キャパシティ・ビルディングプログラムを第1回目として日本で開催し、当該プログラムにおいて、CLMV高官の経済産業省、経団連等との意見交換及び我が国企業への視察等が実施された。

さらに、政策提言にかかる取組として、ERIAは、2008年8月のASEAN+6経済大臣会合や、第2回東アジアサミット(EAS)エネルギー大臣会合等において、調査・研究活動を報告、各国大臣から歓迎された。

今後も、ERIAには、ASEAN事務局及び東アジア各国政府との更なる密接な連携及び域内外の研究機関等の協力を踏まえ、EAS等の東アジア16か国の政策フォーラムに具体的な政策提言を行う国際的研究機関として、「東アジア産業大動脈構想」等の東アジア経済統合に向けた政策研究を実施し、実用的な政策提言を行っていくことが期待されている。

3. アジア大洋州各国関係

3. 1. 日中関係

(1) 戦略的互恵関係

2006年10月に日中双方で発表した「日中共同プレス発表」には、「共通の戦略的利益に立脚した互恵関係」(戦略的互恵関係)を構築するため努力していくことが盛り込まれ、その後、様々な戦略的互恵関係構築のための取組が進められている。2008年度においては、2008年5月胡錦濤国家主席が来日し、福田総理(当時)との日中首脳会談が行われた他、経済産業省と国家発展改革委員会、商務部とそれぞれ3つの協力覚書の調印等が行われた。

(国家発展改革委員会との協力覚書)

[1]持続可能な経済発展に資する互恵関係構築を推進していくための包括協力文書

[2]省エネルギー・環境分野における協力の継続強化に関する覚書

[3]中小企業分野の協力推進に関する覚書

(商務部との協力覚書)

[1]貿易・投資関連法律制度の研究に関する覚書

[2]中小企業海外事業展開円滑化協力に関する覚書

[3] 技術貿易の発展と円滑化に関する覚書

また、2008年8月には二階経済産業大臣（当時）が訪中し、商務部長、国家発展改革委員会主任等と会談を行ったほか、2008年10月北京にて国家発展改革委員会と的高級事務レベル協議（次官級）を行う等、ハイレベルでの取組が積極的に行われている。

(2) 環境・省エネルギー協力

中国は経済が拡大するとともに、消費するエネルギーの量や環境への負荷等が大きくなってきている。環境・エネルギー分野に関する日本と中国との取組として、日中省エネ・環境総合フォーラムが2006年から毎年開催されている。本フォーラムでは、我が国及び中国の官民のリーダーが参加し、省エネルギー・環境分野に関する政策、経験、技術などについて意見交換等を行っている。2008年は11月に東京で第3回のフォーラムが開催され、経済産業省からは二階経済産業大臣が出席した。民生（ビル）省エネモデル事業や日本最先端オゾン技術による中国の湖沼等の水質改善等の19件の協力について日中間で合意されるなど、これまでの産業分野の省エネに加え、民生分野、水処理分野及び地方への展開といった分野への取組が協議され、協力の分野、テーマ、参加プレーヤーに広がりが出てきている。

(3) 貿易投資環境上の諸課題

(ア) 知的財産権侵害問題

日本製品に係る知的財産権侵害（模倣品・海賊版流通）が深刻であり、中国国内での流通のほか、第三国に輸出される模倣品・海賊盤の拡散、模倣品・海賊盤の製造・販売の巧妙化が問題となっている。

中国に対しては、現場レベルでの取締及び水際規制の強化、法制面の執行（エンフォースメント）確保を要請することが不可欠であり、2009年2月に第6回となる官民合同の訪中団を派遣し、中国の知財関係機関と意見交換等を行った。

(イ) 貿易投資ビジネス環境改善

日中間の経済貿易関係を維持・拡大するためには、中国国内の法制度の運用改善（透明性向上、事前予見性向上等）を始めとした貿易投資ビジネス環境の改善を図る必要がある。

上述の通り、2008年5月胡錦濤国家主席来日の際には、経済産業省と商務部との間で「貿易・投資関連法律制度の研究に関する覚書」等が調印され、その後、合意内容の具体化のため検討が進められた。

また、2008年10月には第7回日中経済パートナーシップ協議を開催し、鉱物資源に対する輸出規制やITセキュリティ製品の強制認証制度の問題について、改善を求め中国側と協議を行った。

3. 2. 日韓関係

2008年2月25日、李明博第17代大統領が就任。就任式後、日韓首脳会談が行われ、日韓間の協力を一層緊密なものとする「日韓新時代」を拓いていくことの重要性で一致した。また、「シャトル首脳外交」の実施に合意し、両首脳が年1回、相互に訪問することで合意した。この合意に基づき、2008年4月20～21日、李明博大統領が来日、2009年1月11～12日、麻生総理が訪韓した。

4月の日韓首脳会談では、日韓関係を一層成熟したパートナーシップ関係に拡大していくことを確認し、首脳会談後、日韓共同プレス発表が発出された。また、大統領来日に併せ、2008年2月の合意を受け設置された、「日韓ビジネス・サミット・ラウンドテーブル」が開催され、日韓両国経済界のリーダーが一堂に介した。

共同プレス発表に明記された、中小企業、エネルギー・環境、部品・素材など各分野における産業間交流プログラムが着実に実施され、「日韓新時代」における具体的な協力が進展した。

3. 3. 日モンゴル関係

2006年のモンゴル建国800周年を機に、両国首脳をはじめ日モ間の人的交流が盛んになっている。2006年2月のエンフバヤル大統領が来日した際には、首脳間において「共同声明」及び「日モンゴル間における今後10年間の行動計画」が発表された。この計画に基づき日モンゴル貿易投資官民合同協議会が開かれており、第2回会合が2008年10月にウランバートルで開催された。

3. 4. 日インド関係

IT産業を始めとするサービス業や製造業を中心に経済成長目覚ましいインドは、BRICsの中でも特に成長

が期待される国。こうした中、近年我が国との関係も急速に緊密の度を増している。

(1) シン首相、ナート商工大臣の来日

10月21日から23日にかけて、インドのマンモハン・シン首相とカマル・ナート商工大臣が来日。これまでの両国経済・エネルギー関係の取り組み状況について確認するとともに、今後、より一層の関係強化に向けた方策について議論。また、WTO、気候変動などのグローバルな課題について意見交換。主な成果は以下の通り。

(ア) デリー・ムンバイ間産業大動脈(DMIC)

(A) 日印産業協力の象徴的プロジェクトとしてナート大臣との間で、[1]プロジェクト開発基金設立、[2]両国政府が支援する先行民間投資プロジェクト(日本5件、インド12件)に合意。

(B) プロジェクト開発基金については、JBICとデリー・ムンバイ開発会社、インドインフラ金融公社との間で約75億円(インド政府が同額出資)の融資に関するMOUを締結。

(C) DMICの背骨となる貨物専用鉄道(DFC)について、本邦企業活用条件(STEP)を活用した円借款供与を約束。二階大臣より日本の優れた技術の活用について要請。

(D) 今後、ERIAの具体的なプロジェクトである「東アジア産業大動脈」を両国で支援することに合意。

(イ) 日印EPA

交渉は大きな進展を見ているが、年内合意へ向け、日印双方が更なる努力が必要。シン首相より、医薬品、農業、繊維においてより大きな開放が必要であるとの期待あり。

(ウ) 中小企業進出支援

JETROの中小企業ミッション派遣、ビジネス・サポート・センター(BSC)の設置等が進展。これまでBSC利用企業34社すべてがインド進出を決定。

翌月(11月)にJETROインドミッションを派遣することを約束。

3. 5. 日豪関係

2008年6月に来日したラッド首相と首脳会談を行い、「包括的かつ戦略的な安全保障・経済パートナーシップ」を発表した。両国の経済関係については、食料・エネルギー

・貿易等極めて補完的な関係にあり、今後更なる強化に向けて協力していくこと、双方に利益となるEPAの実現に向けて引き続き努力していくことなどを確認した。甘利経済産業大臣(当時)もまたラッド首相と会談し、これらの日豪経済関係につき意見交換を行った。

また、甘利経済産業大臣(当時)はスミス外相と、二階経済産業大臣(当時)はクリーン貿易大臣、ファーガソン資源エネルギー・観光大臣と、日豪経済関係強化につき議論を深めた。

3. 6. 日中韓関係

2004年11月の日中韓首脳会合で合意された「日中韓三国間協力に係る行動戦略」に基づき設置された「日中韓投資に関する法的枠組み政府間協議」及び「同ビジネス環境改善政府間メカニズム」が2005年5月より開催されている。日中韓投資に関しては、2006年12月に行われた日中韓経済貿易大臣会合にて、経済大臣間では早期に正式交渉入りすべきとの立場で一致し、三カ国の首脳に進言することで合意された。この会合結果を踏まえ、2007年1月の日中韓首脳会談において三カ国首脳は「日中韓投資協定の正式交渉入り」を合意し、同年3月に東京で第1回、7月に韓国・済州島で第2回、11月に中国・海南島で第3回、2008年3月に東京で第4回、同年11月に韓国・釜山で第5回交渉会合が開催された。

交渉会合の開催に合わせ、日中韓投資に関するビジネス環境改善政府間メカニズムも開催されその結果、2008年12月に実際に投資環境の改善に繋がるような具体的個別の措置実施を促すアクション・アジェンダが公表され今後フォローアップが行われる予定。投資環境改善のためには双方の存在が不可欠である。

また、2003年から日中韓三カ国の民間研究機関(日本：総合研究開発機構(NIRA)※、中国：国务院発展研究中心(DRC)、韓国：対外経済政策研究院(KIEP))が日中韓FTAについて共同研究を開始し、毎年、日中韓首脳会議に報告・提言を提出している。同共同研究には、2007年から三カ国政府がオブザーバーとして参加しており、2008年は、[1]三国のFTA戦略、[2]日中韓FTAにおける課題と展望、[3]日中韓FTAにむけたロードマップをテーマに研究を行った。

※2009年から日本の研究機関が日本貿易振興機構アジア

経済研究所（IDE-JETRO）に変更

2008年12月太宰府にて、他の国際会議の機会を捉えて開催されてきたこれまでの首脳会議とは異なり、初の単独開催となる、第1回日中韓サミットが日本から麻生総理（議長）、中国から温家宝國務院総理、韓国から李明博（イ・ミョンバク）大統領が出席して開催され、「三国間FTA共同研究」、「三国間投資協定」及び「ビジネス環境」等につき記載された文書が発表された。

3. 7. 日・ASEAN関係

（1）日ASEAN経済大臣会合

2008年8月28日にシンガポールにおいて、日ASEAN経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

（ア）ASEANにおける市場統合の更なる高度化や人材育成の強化を進めるため、二階経産大臣から、EPA後の日ASEANの中長期的な協力の枠組として「アジア知識経済化イニシアティブ」を提案し、各国から強い関心と賛意が寄せられた。同イニシアティブは、ITを軸とした技術革新を活用する、より高度な知識経済圏の構築に向けた未来志向の協力プロジェクトを我が国の経験・ノウハウをベースに実施する。今後、ASEAN各国間の発展の度合いの差を勘案して、多様なメニューを設け、ASEAN諸国にとって使いやすい制度としていく。

（イ）加えて、二階経産大臣から、「アジア人財資金構想」を拡充した「ERIA次世代リーダーズ・プログラム」を提案し、各国の賛同を得た。

（ウ）日ASEAN経済連携（AJCEP）については、2008年4月に署名が完了し、各国とも年内早期に発効できるよう協力していくことで一致した。

（2）ASEAN+3（日中韓）の取組

ASEAN創設30周年を迎えた1997年に、ASEANと北東アジア諸国との対話、相互理解促進を目的として、ASEAN諸国と日本、中国、韓国の首脳による初の会合が開催された（以降毎年開催）。1999年に開催されたASEAN+3首脳第3回会合（マニラ）では「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出され、共同声明の経済分野協力をフォローアップしていくために、ASEAN10カ国及び日中韓

の経済産業大臣が一堂に会し、東アジア全体の経済・産業協力について幅広く意見交換を行う場として、日中韓ASEAN経済大臣会合が開催されている。現在、ASEAN+3の枠組みとして首脳会合のほか、経済大臣会合、財務大臣会合、外務大臣会合等が開催されている。

日中韓ASEAN経済大臣会合（AEM+3）のスキームにおいては、IT、貿易・投資、中小企業育成の3分野について優先して協力していくこととなっており、これまで数多くの協力プロジェクトを選定・実施する等、東アジア経済協力を積極的に推進している。

2008年8月28日にシンガポールにおいて、ASEAN+3経済大臣会合が開催された。概要は以下の通り。

（ア）日中韓ASEANの枠組設立10周年にあたる2007年12月の首脳会議で合意された、「東アジア協力のための第二共同声明」が歓迎された。

（イ）東アジアFTA（EAFTA）フェイズ2専門家研究議長より進捗報告があり、分野別の深掘り、貿易円滑化、原産地規則に関する研究について説明があった。

（ウ）また、個別の経済協力プロジェクトについて、その進捗報告及び、レビューを行った。さらに、ドーハ・ラウンドへの積極的な参加が確認された。

（3）ASEAN+6（日中韓印豪NZ）の取組

2008年8月28日にシンガポールにおいて、ASEAN+6（日中韓印豪NZ）経済大臣ワーキング・ランチ、が開催された。概要は以下の通り。

（ア）2008年6月に設立されたERIAをアジアの成長を支える中核機関と位置づけ、インフラ開発、産業育成、エネルギー・環境、食糧危機等幅広いテーマをERIAで取り上げることが各国が合意した。ERIAの活動成果を東アジアサミットで首脳へ報告することも合意した。

（イ）二階経産大臣から、「新福田ドクトリン」の考え方に基づき、ERIAを活用してアジア発の政策展開を進めたい旨表明した。

（ウ）具体的なプロジェクトとして、二階経産大臣から、東アジアの総合的な開発計画を策定する「東アジア産業大動脈構想」を提案し、各国から賛同を得た。バン

コクのプロノンペン、ホーチミン等のメコン地域、メコンとインド南部の連携等の広域開発が必要な地域を開発対象として想定。今後、ERIAでコンセプト作りを進め、関係国と協力して具体化していく。

(エ) 東アジア包括的経済連携（CEPEA）については、民間専門家による研究成果の説明があり、第4回EASでの首脳への報告書の提出、また、民間専門家による研究の継続が合意された。研究テーマは、[1]経済協力、[2]貿易・投資円滑化、[3]貿易・投資の自由化に加え[4]institutional developmentをより深掘りすることで合意された。

(オ) 二階経産大臣から、我が国がERIAと協力をして、2008年12月上旬にも東京で「エネルギー・食糧価格高騰に関するシンポジウム」を開催することを提案し、各国から賛同を得た。

(カ) 12月の東アジアサミットでERIA理事メンバーと首脳や経済大臣との対話の場をもつとの提案があり、各国から歓迎された。

(キ) WTOについては、ラウンド交渉の早期妥結を目指し、農業及びNAMAのモダリティ合意を実現すべく、各国が協力していくことに同意した。

4. 米州関係

4. 1. 日米関係

福田総理大臣(当時)は、ブッシュ大統領(当時)と2007年7月6日に日米首脳会談を実施した。麻生総理大臣(当時)については、2008年11月22日、APEC首脳会議に出席の際、ブッシュ大統領(当時)と日米首脳会談を行った。

麻生総理大臣とブッシュ大統領との日米首脳会談では、日米同盟の強化で一致するなど日米関係を中心に幅広い分野について意見交換が行われた。また、経済関係では、保護主義の防止、WTOドーハ・ラウンド妥結に向けた努力を行うことで一致した。また、エネルギー・環境の技術を中心とした日米協力の重要性について確認し、今後両国の担当閣僚間で具体化を進めていくこととなった。

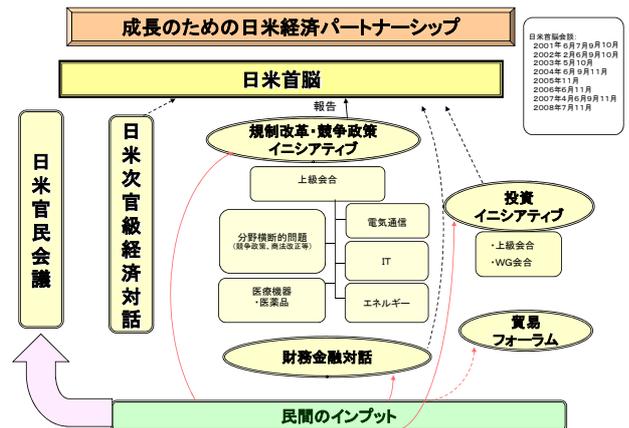
(1) 日米経済関係の枠組み「成長のための日米経済パートナーシップ」

経済分野での日米協力・対話の場として、2001年6月30日に米国のキャンプ・デービッドで行われた小泉総理

大臣とブッシュ大統領による日米首脳会談において「成長のための日米経済パートナーシップ」が合意され、日米次官級経済対話、官民会議、規制改革及び競争政策イニシアティブ、投資イニシアティブ、財務金融対話、貿易フォーラムが設置された。

日米両国の更なる経済活性化のために、規制改革や投資促進などの重要課題への取組を進めている。

(参照図：成長のための日米経済パートナーシップ)



(ア) 日米投資イニシアティブ

日米投資イニシアティブでは、経済産業省及び米国国務省が共同議長となり、日米両国が相互の対内直接投資のための環境改善を意図する法令改正、規制撤廃等の措置を通じたビジネス環境整備等について、議論や情報交換を行っている。

2007年7月3日に、日米両政府は2007年～2008年の日米投資イニシアティブ2008年報告書を取りまとめ、同時期の日米首脳会談の際、公表した。報告書には日本側関心事項として、査証・領事事項手続等の改善、貨物のセキュリティ等について記載された。一方、米側関心事項として、国境を越えたM&A、教育(外国大学の日本校の設立等)、労働法制(確定拠出年金制度の見直し等)について記載された。

2008年10月22日に米国シカゴにおいて対日投資シンポジウムを行った。同シンポジウムでは、対日投資を実施した米国企業から、自社の経験を通じた投資先としての日本の魅力について紹介するとともに、日本政府関係者から、日本の優れた技術や収益率の高さ、投資環境の改善、M&Aの動向について説明が行われた。また、静岡県知事特使から、インフラやインセンティブ等、同県の魅力について紹介がなされた。

2008年10月29日には、日米投資イニシアティブWG会合を行った。同WG会合では、これまでの両国関心事項に加え、両国の投資環境、安全保障に関連する投資規制のレビューや二国間投資協定交渉の戦略について情報交換や意見交換を行った。また、現在の経済状況の悪化を考慮に入れ、保護主義への対抗や直接投資促進を継続することの重要性について共通の見解を確認し、日米両議長による共同声明を発表した。

これらの議論は、2008年～2009年の日米投資イニシアティブに関する2009年報告書として、日米両首脳に報告される。

また、2008年10月30日に静岡において公共プログラムである日米投資交流セミナーを開催した。本プログラムは米国企業による地域への投資促進を図るため、地域の特徴をPRするとともに、対日直接投資が地域の経済に果たす役割について理解を深めるものである。今回のセミナーでは、日本に進出した米国企業から、「対日投資を決めた要因」や「日本の地方都市が持つ対日投資の魅力」についてスピーチが行われ、日本側からは外資系企業誘致の成功事例紹介が行われた。また、セミナーに参加した米国企業を対象に、インダストリアルツアーも開催した。

(イ) 日米規制改革及び競争政策イニシアティブ

日米規制改革及び競争政策イニシアティブは、規制改革及び競争政策に関する両国の分野別及び分野横断的な問題に取り組むことにより、両国の経済成長を促進することを意図している。本イニシアティブは、1997年6月19日の日米両国の共同声明によって設置された「規制緩和及び競争政策に関する強化されたイニシアティブ」に代わるものであり、特に規制の減少、競争の強化、及び市場アクセスの改善における進展を認識し、重要な改革が行われつつある主要な分野及び分野横断的な問題につき議論するものである。

2008年7月5日に日米間の「規制改革及び競争政策イニシアティブ」に関する7年目の報告書を公表した。この報告書には、電気通信、情報技術、医療機器・医薬品、金融サービス、競争政策、商法・司法制度改革、透明性、貿易関連の規制・政府慣行、民営化、流通等の主要な分野における改革等が盛り込まれた。

また、2008年10月15日に、同イニシアティブにおける日米双方の8年目の要望書を交換し、8年目のサイクル

を開始した。

(2) 米新政権における日米経済関係の構築

(ア) 大統領選概要

2008年11月4日（日本時間4日夜～5日）、米国大統領選の一般投票及び連邦議会選挙が行われ、即日開票された。

民主党のオバマ上院議員が共和党のマケイン上院議員を破って第44代米国大統領に当選、アフリカ系米国人が米国大統領に当選するのは米国史上初となった。また、副大統領にはジョセフ・バイデン上院議員が就くこととなった。

(イ) オバマ政権の優先課題

オバマ政権では、まず内政（米国経済、医療制度等）が主要課題となっており、外交では対イラク、アフガニスタン政策等に力点が置かれている。また、気候変動問題やエネルギー等のグローバルな課題へも強い関心をもっており、エネルギーを他国に依存している状況を脱却するとともに、エネルギー分野の新しい産業の育成を通じた500万人分の環境に優しい仕事（グリーンジョブ）の新たな創出等により米国経済の回復を目指すとしている。さらに、温室効果ガスの具体的削減目標を掲げており、ポスト京都議定書における新たな枠組みへの合意を目指すとしている。一方、通商分野では、自由貿易の推進を重要なものとして掲げているが、主要課題である国内経済の回復及び医療制度改革へ優先的に注力とされる模様である。

(ウ) オバマ政権における日米経済関係の優先課題

クリーン・エネルギーを重視する米国の経済再生策と、日本が20年度に策定した「低炭素革命」の方向性には多くの共通点があり、革新的技術、原子力等エネルギー・環境の分野における日米協力は、潜在力が大きい。よって、これらの分野における、お互いの強みを活かした相互補完・全面協力の実施により、日米両国におけるエネルギー安全保障と地球環境問題の一体的解決や経済の再生・雇用の創出を図ることが可能となると考えられる。以上より、2009年2月24日の日米首脳会談では、麻生総理大臣（当時）とオバマ大統領との間で、日米間のクリーンエネルギー、省エネルギーなどに係る協力を行っていくことは有意義であることを確認し、担当閣僚間で具体化を進めていくことに合意した。今後は、経済産業省と米国エネルギー省を中心に、日米エネルギー協力の具体化について協議して

いくこととされている。

また、気候変動問題については、新たな国際枠組みの合意に向け、現在COP15での合意を目指し議論が行われているところである。当該合意の形成のためには、日米が協力して中印等の主要途上国をはじめ世界全体を取り組むことが不可欠であり、今後日米両国の連携を強化していく必要がある。

日米両国は自由貿易の推進について重要との共通認識を有している。しかし、自由貿易への強い支持を打ち出したブッシュ政権と異なり、「労働」と「環境」という二つの前提条件を満たした上での推進を掲げるオバマ政権との間では、進展のために多くの課題を解決する必要があると考えられる。

今後の日米関係において、上記エネルギー・環境技術分野や、気候変動問題といった日米両国のニーズが合致する分野から協力を始め、両政府間の信頼関係を醸成しながらやがてポジティブな通商アジェンダ等へ展開していくことが期待される。

(3) 通商問題

米景気刺激策における「バイ・アメリカン」問題

サブプライムローン問題を発端とする世界的な金融危機の中、米国の景気刺激策において保護主義的措置が盛り込まれた。米国の公共建築物の建設、改築、修復やその他の公共事業等において、米国製製品(all of the iron, steel and manufactured goods)の使用を義務づけるバイ・アメリカン条項である。

2009年1月15日、下院民主党は総額8250億ドルの景気刺激策を内容とする米国再生・再投資法案(American Recovery and Reinvestment Act of 2009)の概要を発表した。その後、歳出委員会で、鉄鋼のバイ・アメリカン規定を盛り込んだ修正案をヴィクロスキ下院議員が提案し、当該条項が含まれたまま、1月28日に再生・再投資法案は下院本会議で可決された。

このバイ・アメリカン条項によって、米国内に進出する海外企業の締め出し、報復措置の現れによる保護主義の拡大等が懸念されるため、各国政府・産業界が反対の意を表明し、日本国政府も、外交ルートを通じて、米国政府に懸念を伝達した。2009年1月31日のWTO非公式会合では、二階経済産業大臣(当時)より、バイ・アメリカン条項を含

む最近の保護主義的な動きについて、「(自由貿易体制の重要性が強調され、各国は保護主義政策を取らないと明言した)2008年11月のG20金融サミットの首脳会合宣言の趣旨と全く違う動きである」と指摘した。また、2月5日には、藤崎駐米大使より、議会指導部、政府要人あてに懸念を表明する書簡を発出した。

こうした我が国や諸外国によるバイ・アメリカンに反対する動きが功を奏し、上院の審議において民主党ドーガン議員の提案により、バイ・アメリカン条項について、「この条項は、米国の国際約束上の義務に整合的に適用される。」との文言追加が行われた。最終的に2月17日、米国製の鉄鋼製品を優先的に調達することを内容とするバイ・アメリカン条項が挿入された総額7870億ドルの米国再生・再投資法(ARRA)が、オバマ大統領の署名を経て成立した。

なお、ドーガン議員が追加した文言において、「米国の国際約束」にはWTOの政府調達協定(GPA)も含まれるとされ、日本やEU等、GPAに加盟する40カ国・地域からの輸入品については、バイ・アメリカン条項は適用されないことになるが、このような自国産品優遇の条項を設けることは、2008年11月のG20金融サミットで示された保護主義に対抗するための国際的な取り組みに逆行するものであり、諸外国への波及が懸念される。

4. 2. 日・中南米関係

(1) 日伯関係

(ア) 甘利経済産業大臣(当時)のブラジル訪問

甘利大臣(当時)は、2008年6月27日～7月2日までブラジル連邦共和国を経済産業大臣として24年振りに訪問。ルーラ大統領、ジルマ・ロウセフ文官長、アモリン外務大臣、ジョルジ開発商工大臣等関係閣僚と会談し、ジョルジ開発商工大臣との間で貿易投資促進合同委員会を設置するとともに、電気電子産業分野での協力の道筋を示し、高い評価を得た。また、閣僚級バイオマスワーキンググループを開催し、食料と競合しない次世代バイオ燃料の共同研究や事業協力を合意。さらに鉄鋼及び石油分野での連携強化で一致し、またリオサンパウロ高速鉄道に関しては、先方より我が国の新幹線への強い関心が示された。

(イ) 日伯貿易投資促進合同委員会

2008年7月の甘利大臣(当時)訪伯時にミゲル・ジョ

ルジ開発商工大臣との間で開催に合意した「貿易投資促進合同委員会」の第1回委員会が2009年2月19日～20日（於：ブラジル）に両国次官級により開催。4つのワーキング・グループ（WG）（[1]貿易投資促進、[2]ビジネス円滑化、[3]度量衡、[4]知的財産権）により個別議論を行うとともに、WGでの議論を受けたプレナリー会合において、貿易投資促進のための改善要望事項や協力事項等について意見交換が行われた。

（2）日ペルー関係

2008年2月、JETRO主催のペルー展、ペルー投資誘致セミナーの出席等のため、アラオス通商観光大臣が来日し、両国経済関係、EPA交渉早期開始、一村一品運動、デジタルテレビ方式等について、二階経済産業大臣（当時）と意見交換を行った。

（3）日ベネズエラ関係

2009年3月、ラミレスエネルギー石油大臣が来日し、麻生総理（当時）及び二階経済産業大臣（当時）とバイ会談を行うとともに、ベネズエラ・エネルギー石油省と経済産業省との間におけるエネルギー分野についての包括的協力文書に署名。また、その他両国経済関係強化に向けて意見交換を行った。

5. 欧州・ロシア関係

5. 1. 日欧関係

欧州連合（EU）は、2009年3月現在27カ国が加盟、人口約5億人、GDPは世界全体の約3割を占める規模となり、「ヒト」「モノ」「カネ」の自由な移動が目指された単一市場が形成されるとともに、現在16カ国が通貨統合に参加するに至った。共通の農業政策・外交安全保障政策などを持つこの一大経済圏は、民主主義と市場経済という基本的価値観を共有しつつ米国に並ぶ対極に成長している。

このような状況の下、EUは、エネルギー・環境問題などグローバルな課題への対応に大きな影響力を有しており、我が国がEU及びEUを構成する諸国との間で戦略的な関係を構築していくことは、重要である。

また、EUの東方拡大に伴い東欧諸国はその戦略的重要性を増しており、EU未加盟国も含めた東欧諸国との経済

関係は、日系企業の進出などを通じて、より緊密なものとなっている。

（1）日・EU定期首脳会議、日・EU規制改革対話

日・EU定期首脳会議、日・EU規制改革対話が定期的に行われており、随時懸案事項について意見交換を行っている。2008年4月の第17回日・EU定期首脳協議は、国際社会における日・EU共通の課題につき首脳レベルで率直な意見交換が行われ、多くの分野で認識の一致をみたことにより、今後の日・EU協力を弾みをつける機会となった。

（ア）第17回日・EU定期首脳会議（日・EUサミット） 結果概要

2008年4月23日、東京において、第17回日・EU定期首脳協議が開催された。我が国からは、福田総理大臣（当時）、EU側からは、ヤネス・ヤンチャ・スロベニア共和国首相（欧州理事会議長）、ジョゼ・マヌエル・バロゾ欧州委員会委員長が出席した。今次協議では、共有された基本的価値及び原則を基盤として、日・EU間の戦略的パートナーシップを一層促進することを両首脳間で確認した。

特に、気候変動/エネルギー問題については、実効的な次期枠組みの構築に向けて、日・EU間で今後も継続して協力していくことを確認した。さらに、公平な国別総量目標の設定に有用であるとともに、途上国への省エネ等の協力等を通じてグローバルな削減を実現する手法として我が国の提案するセクター別アプローチの有効性について、EU側から一定の評価が得られた。また、気候変動対策における技術開発の重要性を確認した。WTOに関しては、ドーハ開発アジェンダ（DDA）の成功裡の妥結の喫緊の必要性を確認するとともに、日・EUは、野心的でバランスのとれた包括的な合意に達するために緊密な協力を継続することを確認した。

また、より一層の繁栄へ向け、日・EU経済関係強化における日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブルの役割を高く評価し、模倣品・海賊版拡散防止条約を含む知的財産権に関する協力を引き続き強化することを確認し、消費者保護の強化へ向け「消費者の安全・安心」に関する文書を発出した。

（イ）日・EU規制改革対話

2008年12月に東京、2009年3月にブラッセルにて、日・EU規制改革対話が開催された。これは、日本国政府とEU（欧州委員会及び加盟国政府）との間で1994年から開始された、双方の規制改革について議論する対話の枠組みである。企業から幅広く意見を求め、提案書を作成している。2008年度会合では、経済産業省からEUへ対し、REACH、RoHS等の環境規制や、特許審査ハイウエー等の知財分野の取組等につき意見を表明・議論した。

(2) 日・EU間の産業政策・産業協力に関する仕組み

(ア) 日・EU産業政策・産業協力ダイアログ

1993年1月、森通商産業大臣（当時）とバングマン欧州委員会副委員長（当時）の合意に基づき「日・EU産業政策・産業協力ダイアログ」が設置された。ここでは産業政策及び日欧間の産業協力の進展をレビューするとともに、個別業界間協力の環境整備及び推進のために、情報・意見交換が行われている。経済産業審議官及び欧州委員会企業・産業総局長を共同議長とし、原則年1回、東京又はブラッセル（ベルギー）において交互に開催されている。なお、ダイアログ内のワーキンググループとして、バイオワーキンググループ、基準認証ワーキンググループ、環境ワーキンググループが置かれており、別途課長級による議論が行われている。

2009年2月18日、ブラッセルにおいて第14回の日・EU産業政策・産業協力ダイアログが開催され、我が国からは石毛経済産業審議官、EU側からはツーレック企業・産業総局長が出席した。会合では、日EU経済関係の強化、気候変動問題、自動車産業政策などについて意見交換が行われた。

(イ) 日欧産業協力センター

1986年に開催された日EC閣僚会合における通商産業省（当時）と欧州委員会との合意に基づき日欧産業協力センターが設立され、1987年より事業を開始した。日本とEUの貿易・投資活性化、経済関係の緊密化を目指し、日EUにおける産業協力を促進するため、以下の事業を実施している。

[1] EU経済連携強化事業

日・EUの経済連携の質深化とその実現に向けて、日・EU双方が関心を有する個別政策分野ごとにセミナー・調査研究の実施。2008年度は、2009年2月ブラッセルにて

日EU経済統合協定（EIA）に関するセミナーを開催した他、東京においても、政策・投資・エネルギー・環境などをテーマにセミナーを開催。

[2] 日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル開催

日・EUの双方の主な民間企業のCEOが参加し、ビジネス環境の整備および投資交流の促進を目的として、2008年7月3日～4日の2日間、東京にて「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BDR T）」本会合を開催（詳細後述）。本会合の事務局として、準備会合の開催、本会議開催のための手配、報告書のとりまとめ等を実施。

[3] 研修生派遣事業（Vulcanus Program）

日・EU間の人的交流の活発化を通じて産業協力を推進すべく、理工系の学部学生・大学院生を日本とEU相互に派遣し、企業において研修を実施。2008年度は、計28名の学生をEU10カ国に派遣。EUからは35名の学生を受け入れ（派遣期間は双方とも1年間）。

(ウ) 日EU・ビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル

日・EU産業界の対話・両政府への提案の場として、1999年に「日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンドテーブル（BERT）」が設立され、政府としても日・EU間における民間のイニシアティブに対し積極的な参加が重要であることから、発足当初から、日・EU双方の閣僚が会合に出席している。

2008年7月3日、4日に第10回日・EUビジネス・ダイアログ・ラウンド・テーブル（BDR T）が東京において開催された。経済産業省からは新藤義孝副大臣（当時）が出席した（他の政府参加者は、ヒュー・リチャードソン駐日欧州委員会代表部代表大使、木村仁外務副大臣（当時）等）。会合の概要は以下のとおり。

[1] 1日目（7月3日）：BDR T民間会合

(1) 貿易と投資、(2) 会計・税制、(3) 情報通信技術（ITC）、(4) WTO、(5) 生命科学とバイオテクノロジー、(6) 持続可能な発展、の各テーマについて、日・EUそれぞれの代表者より報告があった。

[2] 2日目（7月4日）：BDR T民間会合および官民合同セッション

官民合同セッションに経済産業省から新藤副大臣が出席し、日EU・EIA、地球温暖化問題、エネルギー安全保障についてスピーチを行った。

また、民間会合においては、日・EU間の新たな経済関係の構築に向け、従来の関税を中心としたFTA/EPAを越えた、日EU・EIAに関する日・EU双方から成るタスクフォースにおける検討結果について議論が行われた。

なお、本会合にて取りまとめられた報告書は、佐々木元日本側共同議長代行（日本電気株式会社取締役会長（当時））より、福田総理（当時）に手交された。

（エ）日・EUハイレベル貿易ダイアログ

2007年4月、EUと日本の貿易関係の強化に向け、幅広い貿易分野についての議論を行う定期的な会合を行う場として日・EUハイレベル貿易ダイアログを開催。経済産業審議官及び欧州委員会貿易総局長が共同議長となり、原則年1回、開催している。

2008年10月30日に第2回会合を開催。日・EU双方が関心を持つWTO、日EU・EIA、知的財産権保護、通商戦略について議論するとともに情報交換を実施。

（3）日欧二国間関係

日欧二国間では、EU主要国を含む各国との閣僚レベルでの往来や、事務レベルでの定期協議等を通じて、関係の強化を図っている。

（ア）日仏関係

日仏間では、2008年は日仏交流150周年にあたり、福田総理とフィヨン首相との間で、2008年4月、経済、原子力協力に関する共同宣言である「日・仏経済宣言」及び「原子力エネルギーの平和的利用における協力に関する宣言」が発出された。また、2008年12月に高市経済産業副大臣（当時）が訪仏し、「日仏交流150周年記念経済シンポジウム」へ出席した。訪仏の際には、イドラック貿易担当大臣と日欧経済関係、貿易・投資等二国間経済関係について意見交換を行った。また、フランスからは、イドラック貿易担当大臣が来日し、2008年4月に中野経済産業副大臣（当時）と、6月には甘利経済産業大臣（当時）と会談し、日欧経済関係、貿易・投資等二国間経済関係について意見交換を行った。2009年1月には、ビュスロー運輸担当大臣が来日し、谷合経済産業大臣政務官（当時）と日仏間での航空機産業の今後等について意見交換を行った。

（イ）日独関係

日独間では、2008年4月に世界最大の産業見本市であ

るハノーバー・メッセ2008において、日本はパートナー国として安倍首相（当時）とともに中野経済産業副大臣が政府代表として参加。同時に開催された日独ビジネスサミットやロードマップ・シンポジウム等に参加し、日欧経済関係、気候変動問題、イノベーション等の必要性について発言を行った。

また、連邦制国家であるドイツの状況に鑑み、チューリング州、ニーダーザクセン州首相等の来日機会を活用し、経済交流発展に関する意見交換を行った。

（ウ）日英関係

日英間では、2008年4月にジョーンズ貿易投資担当大臣（当時）が来日し、日英・日欧経済関係、気候変動・エネルギー問題等について中野経済産業副大臣（当時）と意見交換を行った。

（エ）日伊関係

日伊間では、2008年4月に甘利経済産業大臣（当時）がミラノサローネ出席等のため訪伊し、モラッティ・ミラノ市長と万博協力、日伊経済関係活性化等について意見交換を行った。また、6月にはスカイヨウラ・経済振興大臣が来日し、日伊経済関係強化、原子力協力等について意見交換を行った。

（オ）その他

ラトビア・ゴドマニス首相（当時）、アイルランド・ライアン通信・エネルギー・天然資源大臣、マクギネス企業・貿易国務大臣、オランダ・フーフエン経済大臣、スウェーデンのビヨリング通商担当大臣等の来日機会を利用し、二国間経済関係の強化等について意見交換を行った。また、デンマークのヘデゴー気候エネルギー大臣と気候変動問題等に関する意見交換を行った。

5. 2. ASEM

ASEM（アジア欧州会合：Asia-Europe Meeting、以下、「ASEM」。）は、東アジア諸国（ASEAN10カ国（※）及びASEAN事務局、日本、中国、韓国、インド、モンゴル、パキスタン）及びEU加盟各国（27カ国）と欧州委員会が参加するフォーラムであり、アジアと欧州の政治・経済・文化といった広範な分野にわたる協力を推進する目的で、1996年に設立された。首脳会合が2年に1度開催されるほか、経済分野では経済閣僚会合、貿易と投資に関する高級実務者会合（SOMTI：Senior Official

Meeting on Trade and Investment) などが開催されている。

2008年10月23日～25日に、第7回首脳会合が中国・北京にて開催され、国際経済・金融問題、気候変動問題等について議論を行い「持続可能な開発に関する北京宣言」、 「国際金融情勢に関する宣言」が採択された。

貿易円滑化に関しては、非関税障壁を削減し、アジアと欧州の間の貿易を促進するため、税関手続、基準・認証等の8分野を優先項目として定め、それぞれの分野について貿易円滑化行動計画(T F A P : Trade Facilitation Action Plan)を作成している。

また、個別目標の具体化のため、分野ごとに会合・セミナー等が開催されている。投資に関しては、アジア・欧州間の投資交流促進のため、投資促進行動計画(I P A P : Investment Promotion Action Plan)を作成している。

※ASEAN10カ国(タイ、マレーシア、シンガポール、インドネシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、ラオス)

5. 3. 日露・中央アジア関係

ロシア連邦(以下、「ロシア」と略す。)は、人口約1億4,200万人(2009年1月現在)。実質GDPは1兆6,766億ドル、一人当たりのGDPは11,807ドル(2008年末現在)である。石油の生産量は世界第2位、天然ガスについては世界最大の生産国となっている。

ロシア経済は、2008年前半までの原油高と堅調な国内消費に支えられ、2008年のGDP成長率は、年5.6%を記録している。ロシアの保有する豊富なエネルギー資源は、ロシア経済の強みであるが、資源エネルギー産業に大きく依存する経済構造は、商品市況と為替動向に左右されてしまう点から脆弱性を有しており、2008年後半には、原油価格が大幅に下がり、経済成長は減速した。

このためロシア政府は、信用収縮への主要対策として、流動性確保、個人預金保護、信用不安の銀行・企業への投資、金利・為替対策を導入した。

また、景気対策として、主要輸出品目の輸出税の減免、法人税の引き下げ、付加価値税(VAT)の免税、産業別景気刺激策を策定した。

(1) 日露間の貿易・投資関係

2008年の日露間の貿易総額は、297億ドルを記録し、新生ロシア発足以降、過去最高を記録。2003年からの5年間で約5倍となり、急速に発展している。近年では、ロシア国内の旺盛な個人消費に伴って、日本からの自動車輸出が急速に増大していたが、ロシアの国内産業保護のため、2009年1月12日からロシアの自動車輸入関税引き上げに伴い、2009年は日本からの自動車輸出が大幅に減少する見込みである。また、自動車の他にも、一部鉄鋼製品なども輸入関税が引き上げられ、両国の貿易発展に支障を来すことが懸念される。

2008年の日本からの対露直接投資額は金融危機もありマイナスであったが、2007年度の日本からの対露直接投資額は117億円で、対中国の60分1、対インドの15分の1の額であった。両国の経済規模を考慮すると、ロシアが保護主義をやめ、金融危機を克服した後は、両国間の経済関係には拡大の余地が大きいと考えられる。

(2) 第3回日露投資フォーラムの開催

2006年から開始した日露投資フォーラムの第3回目を開催した。

具体的には、2008年9月にサンクトペテルブルグ市において、日露両国で500名を超える参加者のもと、全体会合、セクター別分科会及び第9回日本ロシア経済合同会議を行った。

全体会合では、〔1〕ロシアにおける投資環境の改善と日露経済関係の新展開、〔2〕ロシアの地域開発と日露協力の地理的拡大、について意見交換がなされた。また、セクター別分科会においても、「自動車産業への投資」、「ロシアにおける運輸インフラの発展」等の議題について民間企業の報告者を交えて意見交換を行った。

(3) 日本と中央アジア・コーカサス各国との関係

2008年6月、カザフスタン共和国ナザルバエフ大統領が来日し、福田総理との間で「共同声明」に署名した。その際、大統領に同行したシコロニク産業貿易大臣と甘利経済産業大臣との間で「貿易投資拡大のための協力に関する覚書」が締結された。2008年7月には、山本経済産業大臣政務官がキルギスを訪問し、バキエフ大統領やジャパロフ経済発展貿易大臣と会談し、ビジネス情報の収集とウェブサイトを通じた情報の提供、ビジネスフォーラムの開催、

代表団の派遣・受入れ等を行う、投資環境整備ネットワークを設置することで一致した。その設置に先駆け、2009年2月にビジネスフォーラムが開催された。また、ウズベキスタン共和国との間で、二階経済産業大臣の発案により、二国間貿易投資促進のためのセミナーが開催された。

6. 日・中東アフリカ諸国関係

6. 1. 中東地域

(1) 貿易経済関係

湾岸産油国地域は、世界の原油埋蔵量の約3分の2を有し、かつ、我が国の原油輸入量の約9割を依存する最も重要な原油供給地域となっている。また、同地域は昨今の原油価格上昇を背景とする豊かな財政収入により、石油、ガス、水、電力、プラントといった多くの分野においてビジネスチャンスが見込まれる成長市場としても注目されている。

他方、湾岸産油国地域は若年層を中心とする爆発的な人口増加とそれに伴う失業問題といった将来的不安を抱えており、それらに対応するため、経済成長の追求と産業多角化の推進及びそれらを通じた雇用機会の創出を積極的に進めており、我が国に対し、投資の増大を主として技術移転、人材育成への協力を強く求めている。

石油の安定供給確保は我が国経済の持続的成長に不可欠であることにかんがみ、同地域の安定した成長と我が国との良好な経済関係の維持・発展を図るため、同地域の社会問題解決と経済開発実現に際し、幅広い分野における協力と、日本と中東双方の人的・資本交流等を通じた戦略的な関係構築に努めている。

和平地域（イスラエル及びその周辺国）は、中東地域全体の安定に重要な地域である。

また、トルコは、EU加盟候補国であり、約7千万人の人口を抱え、将来の有望市場としてのポテンシャルも高い。

(2) 二国間関係（湾岸産油国）

2007年4月安倍総理大臣が中東4カ国を歴訪。サウジアラビアではアブドラ国王と会談し、日サ合同の産業協力フレームワークを設立するについて合意。これに基づき日本とサウジアラビア双方に実施機関としてタスクフォースが設置された。UAEではハリーフア大統領、クウェ

ートではサバーハ首長、さらにカタールではハマド首長と、それぞれの訪問国において国家元首との会談を実施。UAEとの間では、閣僚級の合同経済委員会の立ち上げに合意した。

2008年においても、5月から7月にかけて、奥田碩・内閣特別顧問が総理特使としてサウジアラビア、UAE、カタール、クウェート、バーレーン、オマーンを歴訪し、サウジアラビアのアブドラ国王、アブダビのムハンマド皇太子、カタールのタミーム皇太子をはじめ、それぞれの訪問国において国家元首との会談を実施。6月には甘利経済産業大臣が湾岸産油国を訪問し、サウジアラビアのアブドラ国王、ナイミ石油大臣、クウェートのサバーハ首長、イラクのマリーキ首相等、要人との会談を実施。

さらに7月にはヨルダンのアンマンに於いて第1回日イラク経済フォーラムを開催。経済産業省から中野副大臣が出席し、イラクのハーシミー副大統領、ハリリー産業鉱物大臣と会談を実施。11月には東京に於いて日カタール合同経済委員会を開催。二階経済産業大臣がアッティヤ・カタール副首相兼エネルギー工業大臣と会談を実施した。

2009年1月には安倍元総理大臣が総理特使としてサウジアラビア、イラクを歴訪し、タラバーニー・イラク大統領等と会談を実施。3月には福田元総理大臣が総理特使としてUAE、オマーンを歴訪し、ムハンマド・アブダビ皇太子等と会談を実施。

このように、石油の輸出入にとどまらず、水資源協力、省エネ・新エネ協力、投資環境整備、人的交流支援策などを通じた産業多角化への協力を進めた。総理大臣や経済産業大臣等のハイレベルでの交流の機会を活用し、重層的な関係を構築することで、一層の二国間関係の強化を図った。

(3) 二国間関係（その他の国）

オルメルト首相来日時（2008年2月）にまとめられた共同声明において設置が決定された日イスラエル経済作業部会について、2009年2月、第1回が開催され、経済関係拡大に向けた意見交換を実施した。

また、2008年5月、山本政務官はトルコを訪問し、ユルドゥルム運輸大臣、シムシェキ経済担当国务大臣、コルクマズ投資支援促進庁長官、テュルクオール大統領顧問等と会談を行った。6月、トルコ共和国ギュル大統領の来日

に併せ、トルコ・ビジネス界より 150 名のミッションが来日。山本政務官が「日本・トルコ・ビジネス・フォーラム」で、テュズメン貿易担当国務大臣と会談を行った。

6. 2. アフリカ地域

(1) 貿易経済関係

アフリカ諸国は、豊富な天然資源に恵まれ、近年は WTO 等国際社会での存在感を高めている。また、今後、世界の成長にとって力強いエンジンとなりうることから、アフリカ開発問題に世界の目が向けられている。我が国は、これまで一貫してアフリカ開発問題に取り組んでおり、経済産業省はアフリカ諸国の貿易投資促進策の一環として「一村一品キャンペーン」を展開した。

(2) T I C A D I V 開催とフォローアップ

2008 年 5 月、日本政府は、横浜にて、T I C A D I V (第 4 回アフリカ開発会議) を開催し、41 名の国家元首・首脳級を含むアフリカ 51 カ国、34 カ国の開発パートナー諸国及びアジア諸国、74 の国際機関及び地域機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表から 3000 名以上が参加した。T I C A D I V において、我が国は、対アフリカ貿易・投資・ODA を、それぞれ今後 5 年間で倍増するという目標と、様々な支援策を表明した。

T I C A D I V において福田総理大臣が大型経済ミッション派遣を表明したことを受け、2008 年 8 月から 9 月にかけてアフリカの 3 地域 (12 ヶ国) に官民合同ミッションが派遣された。・川経済産業副大臣を団長とした南部ミッションは、ボツワナ、モザンビーク、マダガスカル、南アフリカの 4 ヶ国を訪問し、訪問国首脳・閣僚と民間企業代表との直接対話による関係強化、貿易・投資セミナー等を通じたビジネスネットワークの強化、国際場裡での協力、通商・資源外交の推進を図った。更に同年 12 月には、外務省と共催でアフリカ貿易・投資促進シンポジウムを開催し、アンゴラ、コンゴ民主共和国、ザンビアなど 6 カ国の投資環境を紹介した。

T I C A D I V を主催した福田総理大臣は、2008 年 3 月、ボツワナで開催された「T I C A D 閣僚級フォローアップ会合」に特別ゲストとして参加し、我が国の対アフリカ協力を発展させていく旨を表明した。その前後にケニアやウガンダを訪問し、各国首脳との意見交換を行った。

(3) 二国間関係

2008 年 5 月、甘利経済産業大臣は T I C A D I V の期間中に、ドス・サントス・アンゴラ首相、ボンゴ・ガボン副大統領、ムセベニ・ウガンダ大統領、ムベキ・南アフリカ大統領、ゲインゴブ・ナミビア貿易産業大臣、ンクル・コンゴ民大統領付大臣、ラヴァルマナナ・マダガスカル大統領、メラフェ・ボツワナ副大統領、サーリーフ・リベリア大統領など各国の首脳と精力的に会談を行った。

二階経済産業大臣は、ラザカ・マダガスカル・エネルギー鉱山大臣 (・川経済産業副大臣同席)、シャミ・モロッコ商工業・新技術大臣、カベルカ・アフリカ開発銀行 (A f D B) 総裁 (・川経済産業副大臣同席) と会談した。

・川経済産業副大臣は、タンクー・アフリカ連合 (A U) 貿易産業委員、ビアシュ・モザンビーク・エネルギー資源大臣、タデッセ・エチオピア貿易産業国務大臣、バラニー・リベリア外務省アジア担当書記等の要人の来日の機会を捉え、アフリカが抱える問題や開発、貿易・投資の促進、資源の安定確保など二国間経済関係について意見交換を実施し、各国と友好関係の拡大に努めた。

また、日南ア第 9 回パートナーシップ・フォーラム (閣僚級政策対話) の開催に合わせ、第 1 回日南ア合同貿易委員会を開催した。

7. A P E C (アジア太平洋経済協力)

1989 年に発足した A P E C は、アジア太平洋地域の持続的発展に向けた地域協力の枠組みであり、発足時には 12 カ国であった参加メンバーは拡大し、2009 年 3 月現在では、21 カ国・地域による経済連携となっている。

A P E C は他の地域の統合と異なり、参加国・地域の自主性を重んじ、域外に対しても貿易・投資の自由化・円滑化の成果を分け合うことを目的とした「開かれた地域主義 (open regionalism)」を標榜しており、また、N A F T A (North American Free Trade Agreement : 北米自由貿易協定) 諸国、A S E A N 7 カ国、ロシア、中南米をも含む広範な地域をカバーしていることから、地域統合間の連携としての側面も持っている。

(参考) 2009 年 3 月現在の A P E C メンバー

(*は発足時の 12 メンバー)

・A S E A N (フィリピン*、インドネシア*、マレーシ

ア*、タイ*、シンガポール*、ブルネイ*、ベトナム)
・米州 (米国*、カナダ*、メキシコ、チリ、ペルー)
・オセアニア (豪州*、ニュージーランド*、パプア・ニューギニア)
・その他 (日本*、韓国*、中国、中国香港、チャイニーズ・タイペイ、ロシア)

7. 1. 首脳会議

首脳会議は、A P E C参加国・地域の首脳が参集し、経済問題に関して幅広い見地から自由に意見交換を行うものである。年1回開催され、毎回、首脳宣言が発出されている。米国のクリントン前大統領の提唱により、1993年11月に初めて米国シアトルで開催された。

(1) 第16回A P E C首脳会議

2008年11月22日から23日にかけて、ペルーのリマにて、首脳会議が開催された。我が国からは麻生総理大臣(当時)(以下、麻生総理と略す。)が出席し、国際金融危機、気候変動、人間の安全保障など幅広い分野について意見交換が行われた。成果文書は、[1]「A P E C首脳会議・首脳宣言」、[2]「世界経済に関する声明」、の2つ。

(ア) 国際金融危機

国際金融危機を受け、国際金融システムの改善、規制・監督のあり方、国際金融機関が果たすべき役割、実体経済の減速への対応等に関し活発な意見交換がなされた。

麻生総理からは、現下の金融・世界経済の課題にA P E Cとして共に対処していくことが重要であることを指摘し、中小国・新興国への支援強化のために、I M Fに対し最大1000億ドルの融資を行う用意があることを表明し、アジアの成長力強化と内需拡大のため、インフラ整備、社会的セーフティネットの整備や貧困対策、中小企業支援等に取り組むことの有効性ととも、貿易保険機関の連携拡大により、アジア太平洋地域をカバーする再保険ネットワークの構築する考え等を表明した。

(イ) W T Oドーハ開発アジェンダ(D D A)交渉

多くの首脳から、極めて重要な時期を迎えているW T O・D D A交渉において、年内のモダリティ合意に向けて積極的に取り組む強い意志が示された。

麻生総理からは、現在の厳しい世界経済の状況下であるからこそ、各エコノミーが保護主義に陥ることを回避する

ため努力すべきであることを指摘し、A P E Cとしても、W T Oドーハ・ラウンドを成功裡に妥結に導くモダリティの年内合意に向け、力強いメッセージを発出すべき旨発言した。

(ウ) 食料・エネルギー安全保障の促進

複数の首脳から、食料・エネルギー安全保障の重要性を指摘する発言があり、農産品の輸出規制撤廃の支持、代替エネルギーや新技術の重要性等について発言があった。

麻生総理からは、7月のG 8北海道洞爺湖サミットの声明にもある、農業・食料に関するグローバル・パートナーシップの構築、世界の食料生産の増加、輸出規制の撤廃を含む貿易システムの強化等を、他のA P E Cエコノミーと協力しつつ推進する旨発言した。

(エ) 地域経済統合の促進

2008年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた地域経済統合に関する進捗報告書が、高い評価を受けつつ承認された。

麻生総理より、我が国が議長を務める2010年は、先進エコノミーがボゴール目標を達成すべき節目の年であり、新たなビジョンを示す契機となりえるため、本地域のさらなる豊かな発展を目指して、今回のペルーA P E Cの成果を踏まえ、2009年シンガポールA P E C、そして2010年へとつなげたい旨表明した。

(オ) 企業の社会的責任(C S R)

好ましい企業統治や持続可能な事業活動への期待の高まりに鑑み、C S Rに基づく自主的活動が、事業の重要な側面であり続ける点で意見が一致した。

(カ) 気候変動問題

気候変動がA P E C地域においても非常に重要な課題であることが確認され、世界全体の長期的な温室効果ガス排出量の削減目標について合意を形成するための国際的努力が歓迎された。

麻生総理より、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を少なくとも半減するという洞爺湖サミットで共有された目標のA P E Cエコノミーを含む世界全体での共有を訴えた。

(キ) 人間の安全保障

テロ対策、緊急事態や自然災害への備え、感染症対策等人間の安全保障に係る課題につき、各首脳よりそれぞれの取組を紹介し、この分野におけるA P E Cでの活動を歓迎、

一層の協力緊密化で意見の一致をみた。

麻生総理より、人間の安全保障を確保するために、テロ対策・不拡散問題、海賊対策、感染症対策、災害への備え等の取組が重要である旨指摘した。

(ク) 今後の主催国

インドネシアが2013年におけるAPECの主催国となることを表明して歓迎され、首脳宣言にも盛り込まれた。今後の主催国は、シンガポール(2009)、日本(2010)、米国(2011)、ロシア(2012)、インドネシア(2013)となる予定。

7. 2. 閣僚会議

(1) 第20回APEC閣僚会議

2008年11月19日から20日にかけて、ペルーのリマにてAPEC閣僚会議が開催され、我が国からは二階経済産業大臣及び中曽根外務大臣(当時)が出席した。主な議論は以下のとおりである。

(ア) 国際経済問題(食料・燃料価格高騰問題を含む)

中小企業金融や貿易金融における国際協調の必要性を指摘した。二階大臣からはERIA(東アジア・ASEAN経済研究センター)を中核とした協力の意思を表明した。

(イ) WTO

ドーハ・ラウンド交渉における年内モダリティ合意及び保護主義の抑制に向け、首脳による力強い前向きなメッセージを発出すべきことで一致した。

二階大臣より、自由貿易体制の恩恵を受けて発展してきたAPECこそが共同の政治的意思を表明するとともに、各メンバーがジュネーブでこれまで以上の柔軟性を示して交渉打開のイニシアティブをとるべきことを主張した。

(ウ) APEC地域経済統合

2008年に地域経済統合の促進のためにとられた措置の概要をまとめた「APEC地域経済統合に関する進捗報告書」が承認され、首脳に報告されることとなった。

二階大臣より、現下の金融危機における地域経済統合の取組の確実な前進のため、CEPEA(東アジア包括的経済連携)、ASEAN+3、TPP(環太平洋戦略的経済連携協定)などの取組を同時並行で進めるべきことを主張したほか、知的財産権や基準認証等の貿易・投資の自由化以外の幅広い分野でも経済統合の推進に向けて知恵を出し合いたい旨発言した。

(エ) 地域貿易協定・自由貿易協定(RTA/FTA)モ

デル措置

ビジネス界のニーズに応え、質の高い、包括的なRTA/FTA策定のための参照とするためのモデル措置策定作業が継続して行われ、2007年の3章の完成に続き、2008年はさらに4章(セーフガード、ビジネスマンの一時的入国、競争政策、環境)のモデル措置が合意されるに至った。なお、一部の章について更に1年検討を加えることとなった。

中曽根大臣より、本モデル措置がRTA/FTA締結交渉時に積極的に参照され、効率的な交渉、地域経済統合に貢献していくことを期待する旨発言した。

(オ) 貿易・投資円滑化

今後2010年までに貿易取引費用の更なる5%削減を目標とする第二次貿易円滑化行動計画(TFAP2)及び、本年7月の貿易担当大臣会合で承認された、投資円滑化行動計画(IFAP)の重要性が確認され、我が国からも、ABTCカードの普及等に見られる本分野での作業の進捗はビジネス界をはじめとする人々が具体的成果として実感できるものであり、設定した両計画を確実に実施していくことの重要性を指摘した。

二階大臣より、投資環境の整備や知的財産権の保護は、ABAC(APECビジネス諮問委員会)から特に期待されている分野であり、2008年はIFAP(投資円滑化行動計画)の策定や知的財産権専門家と税関との情報共有の取組が進展し、このような分野横断的な取組を進めていきたい旨発言した。

(カ) 構造改革・国内措置

構造改革及び国内措置に関する取組は、ボゴール目標達成の手段として、また地域経済統合に資するものとして重要との認識の下、8月の構造改革大臣会合における成果が評価された。

二階大臣より、各エコノミーに存在する異なる投資規制や行政上の手続きの煩雑さが問題となっており、アジア太平洋地域で活動する国境を越えた企業活動を円滑化する観点から、APECとして構造改革を進めなければならない旨発言した。

(キ) 企業の社会的責任(CSR)

企業の自主的な取組を基本としたCSR活動の更なる普及が期待されるとともに、APECにおけるビジネス界の代表であるABACの積極的な関与が懸念された。

二階大臣より、我が国では、広範なステークホルダーが参加した「円卓会議」を年内に発足させ、企業の自主的な取組を支える環境整備を行うことを紹介した。さらに、既存のOECDや国連等のガイドラインを活用しつつ、ABACとの連携を強め、APECとして企業のCSRに向けた活動を奨励すべき旨発言した。

(ク) 人間の安全保障

APECが行ってきたテロ対策について、多くのエコノミーが支持し、今後のAPECでの活動継続が承認された。

中曽根大臣より、生物・化学テロに関する我が国の取組を紹介するとともに、北朝鮮問題にも言及し、地域の平和と安定の確立、更なる繁栄のため、拉致、核、ミサイル問題といった諸懸念を包括的に解決し、不幸な過去を清算して、日朝国交正常化を実現すべく努力するという我が国の基本的立場を述べた。

(ケ) APEC機構改革

APECでの取組の効率性・継続性を確保する観点から、APEC専任事務局長の選定プロセス等の諸条件を含む、事務局機能強化を柱としたAPEC改革案が承認された。

二階大臣より、一環した視点から継続的に政策提言を行う中核的な機関として設置されたPSU（ポリシー・サポート・ユニット）について、提案国の一つとして積極的に協力すること、また、OECD、世界銀行等に加え、ERIAとのPSUの連携の必要性を発言した。

(コ) 気候変動問題

気候変動に関する取組についても、複数のエコノミーから発言があった。

二階大臣より、気候変動問題への対応に加え、エネルギー安全保障・産業の競争力強化にも資するエネルギー効率の向上に域内で取組むことが重要であり、セクター毎に特定された技術の途上エコノミーへの移転を促進することで世界全体の削減を実現する「セクター別アプローチ」や「アジア太平洋パートナーシップ（APP）」の推進等の域内協力を強化したい旨述べた。

7. 3. 分野別大臣会合

(1) 貿易担当大臣会合

2008年5月31日から6月1日にかけて、ペルーのアレキパで貿易担当大臣会合が開催された。我が国からは新藤経済産業副大臣及び宇野外務大臣政務官（当時）が出席。

会合では、貿易・投資円滑化、RTA（地域貿易協定）／FTA（自由貿易協定）、知的財産権保護、構造改革等について議論。今次会合の成果として議長声明、が発出された。

(2) 構造改革大臣会合

2008年8月4日から5日にかけて豪州のメルボルンにおいて、構造改革大臣会合が開催され、我が国からは羽藤経済産業省大臣官房審議官が出席。

会合では、構造改革の政治的課題、今後の方向性等について議論。構造改革はポゴール目標の達成も含めた地域経済の統合、協力で持続的な経済発展の継続のために不可欠であること、構造改革はAPECシンガポール会合への対応の経済アジェンダにおける主要な優先事項であり、APEC経済委員会を中心にこれをさらにすすめる事等について意見が一致し、閣僚共同声明に盛り込まれた。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

1. 沿革

日本貿易振興機構（ジェトロ）の前身、日本貿易振興会は1958年の設立以来、輸出振興を主たる目的として、情報収集、調査、展示、取引斡旋等の事業を行ってきたが、1980年代にはその事業内容を大きく転換し、[1]諸外国との貿易摩擦回避等のための輸入促進事業、産業協力推進事業及び、[2]開発途上国の貿易・産業振興協力事業等に重点をおいて活動を行ってきた。また、近年は、経済情勢の変化を踏まえ、輸出振興を始めとする中小企業の海外ビジネス支援や対内直接投資の促進へと事業の重心をシフトしている。

なお、1998年7月には、アジア・太平洋地域等との通商経済上の協力を推進するため、我が国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合した。

また、2001年12月に閣議決定された「特殊法人等整理合理化計画」においては、貿易振興、開発途上国調査研究の分野で実績を積み上げてきた日本貿易振興会を「独立行政法人日本貿易振興機構（以下「機構」という。）」と改組することがうたわれ、2003年10月1日に独立行政法人へ移行した。

2003年10月1日から2007年3月31日までの第一期中期目標期間において、機構は、我が国経済の低迷と雇用情

勢の悪化、経済のグローバル化に伴う我が国企業をめぐる国際競争の激化といった情勢を踏まえ、経済改革を促し我が国の競争力強化や雇用創出につながる対日投資の促進及び中小企業等の輸出支援の2事業を中核事業として取り組んできた。

2007年4月1日から2011年3月31日までの第二期中期目標期間においては、世界大の貿易の自由化が進展する中、引き続き我が国の経済力を発展、維持するための新たな成長基盤の確立、構造改革に資するべく、中小企業等の国際ビジネス支援、対日投資の拡大、途上国との貿易取引拡大に直接的に資する業務に重点化し、それら業務を効果的に実施するための調査・研究や情報発信、貿易投資相談といった業務に取り組むこととしている。

2. 事業の概要

(1) 我が国中小企業等の国際ビジネス支援

(ア) 輸出促進

中堅・中小企業の輸出促進を図るため、機械・機器・部品、繊維（ファッション等）、食品・農水産品、デザイン（地域伝統産品等）、コンテンツの5分野を重点分野と位置づけ、それぞれの分野において商談会の実施（2008年度には34,882件の商談を実施）、海外マーケティング調査等により支援を行った。また、「日本ブランド」の情報発信にも努め、海外における「日本ブランド」の認知度の向上に寄与するとともに、政府の重要施策の一つである「農商工連携」を踏まえたミッション派遣、商談会などを実施した。

こうした各種輸出支援により、これまで内需に依存していた業界における海外市場開拓意欲を喚起、また、中小企業単独では困難な海外市場開拓を強力に後押しし、個別企業の商談や成約に貢献した。

(イ) 在外企業支援

中国に設置している「進出企業支援センター」などにおいて進出日系企業の相談に応じるなど、日系企業の海外事業展開を支援した。また、日本企業の海外における知的財産の保護活動を支援するために、知的財産の訪中、中東ミッション派遣、知財法制度や運用についての改善要望、中国の知財政府関係者の招聘と日本の有識者との意見交換、中小企業向け知財セミナーの開催などを行った。

関心の高まるインド、ベトナム、ロシアなどについては、ビジネスミッション派遣を実施し、現地のビジネス・投資

環境の情報を提供した。

(ウ) 国際的企業連携支援

内外における商談会等を通じ、ナノテク、バイオ、ICTなどハイテク分野や、環境・エネルギー分野における我が国企業と海外企業とのビジネスマッチングをサポート、国境を越えたビジネスアライアンスの形成に寄与した。

また、地域経済活性化を図るため、国内外のネットワークとその機能を活用し、海外調査、ミッション派遣、海外企業・有識者の招聘等にて国内地域と海外地域との産業交流を支援する「地域間交流支援事業（RIT事業）」を実施した。2008年度は、19案件を実施、産業交流の連携・協力内容が具体的なものとなり、共同開発、合弁企業設立、各種契約の締結等ビジネス成果を挙げ、地域の活性化に貢献した。

(2) 対日投資拡大

ジェトロはこれまで、政府の「対日投資促進プログラム」（2003年3月策定）、「対日投資加速プログラム」（2006年6月策定、2008年12月改定）等に基づき、「企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスにつなぐための支援」、すなわち外国企業誘致のワンストップサービス機能を果たしてきた。

こうした機能に加え、2008年度には既進出外資系企業による地方への二次進出を促進する「自治体ワークショップ」の実施や欧米主要都市における対日投資シンポジウムの開催の他、海外からの資金還流策の一環として、イノベーションに向けた国内投資を実現するためのミッション派遣を実施。これらの活動の結果、1,279件の投資案件の発掘・支援及び123件の誘致に成功した。

(3) 開発途上国との貿易取引拡大

2008年度は第4回アフリカ開発会議（TICADIV）公式イベントとしてアフリカン・フェアを開催するとともに、TICADIVフォローアップの一環としての有望輸出産品の発掘・対日輸出支援に着手した。

また、開発途上国「一村一品」キャンペーン（空港展）等を実施した他、内外の関係機関との連携の下、開発途上国等の裾野産業育成支援、有望輸出産品発掘支援を実施した。

さらに、開発途上国に我が国企業が貿易・投資を行う上で障害となる、又は整備が望まれる各種制度の整備・運用

の改善を目指し、東アジアを重点地域として域内の物流円滑化支援事業や環境・省エネルギー分野などの専門家派遣事業等を行った。

(4) 調査・研究等

(ア) 調査・研究

我が国企業の経営方針策定や海外事業展開に役立つ調査を実施し、「通商弘報」や「ジェトロ海外情報ファイル（J-F i l e）」等を通じて情報提供を行った。各国制度情報、統計、投資コスト等を提供する「J-F i l e」へのアクセス件数は、過去最高の1,318万件を記録した。

また、東アジア経済圏の推進に向け東アジア・ASEAN経済研究センター（E R I A）の正式設立に協力した他、日本・EU経済統合協定の可能性を探るタスクフォースや日本・ペルーEPA研究会の事務局を務めるなど、日本と諸外国との経済連携協定締結に向けた調査・情報提供や政策提言を実施した。

研究分野では、我が国の貿易・投資の拡大及び開発途上国への経済協力の促進を図るため、開発途上国・地域の経済、政治、社会等に関する諸問題についての基礎的・総合的研究を行った。

さらに、開発途上国研究交流の拠点としての役割を担うべく、国際シンポジウムの開催、国際会議への参加、海外共同研究の実施、海外客員研究員の受入れ、海外の大学・研究機関への職員の派遣等による研究交流を通じて、海外研究機関との国際ネットワークの構築に努めた。

(イ) 情報発信

我が国と諸外国の経済交流をより一層円滑にするため、セミナー開催や海外要人との交流等を通じて、相手国に対し、日本の貢献・魅力を発信した。2008年度には、サラゴサ国際博覧会の中で最大規模の政府パビリオンである日本館の運営を担うことで、愛・地球博の理念の継承と地球規模の課題を解決するための日本の取組を示すとともに、我が国の伝統・文化・価値観を紹介した。また、日本・ベトナム外交関係樹立35周年記念事業の一環として、“ものづくり”を共通テーマとする経済交流事業を実施し、日越連携に向けた協力を強化するための情報発信を行った。

加えて、産油国における見本市に参加し、日本企業のビジネス拡大と日本のプレゼンスの向上に貢献した他、上海国際博覧会（2010年度）における日本出展にかかわる準

備業務を行った。

(ウ) 貿易投資相談

調査事業で収集した情報は貿易投資相談やビジネス・サポート・サービスを通じて数多くの企業に提供し、企業の貿易や海外投資の実現に貢献した。

特に世界的な景気後退の中で、我が国中小企業から寄せられる相談に対して「緊急支援デスク」として体制を強化し、各社が困難を乗り越えダメージや損失をできるだけ軽減させるために必要なアドバイスを提供した。

(5) 組織の見直し

海外事務所については、企業ニーズ、我が国との貿易投資関係等を踏まえた体制の整理再編を行うこととし、ビジネスニーズが高まる地域への拠点設立、逆に日本との貿易投資額の減少、日本企業の撤退などにより当該国へのビジネスニーズが減少している地域の拠点整理について見直しを行った。具体的には2003年度の独立行政法人化以降、ビジネスニーズの高まりを踏まえ、2004年度に広州、青島、2006年度にバンガロール、さらに2007年度にサンクトペテルブルクにそれぞれ事務所を開設した一方、当面はニーズの回復が見込めないと判断し、2003年度にダルエスサラーム、ハラレ、オスロ、2004年度にチューリヒ、デンバー、アテネ、モントリオール、2005年度にダブリン、2006年度にフランクフルト、2007年度にリスボン、そして2008年度にミュンヘンを閉鎖し、合計11事務所を閉鎖した。